

N24
63

幼児の教育

第六十三卷 大学図書 第一号

和 昭 49

81504

幼児を 交通事故から 守りましょう



1

日本幼稚園協会

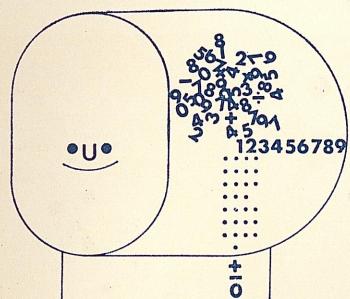
TOSHI

幼児の知能テスト ダイジェスト版!!

幼児の知能と知能テスト

旭出 学園 教育 研究 所 編
伊 藤 隆 二 著

A5判 202頁
定価 450円



- ◎幼児の知能のはたらきや発達過程を説き、知能テストの使用法にまで論究した、知能検査のための手引き書。
- ◎現在行なわれている、いろいろな知能検査法や市販されているテスト絵本について、その内容を分析し、収録した解説書。

フレーベル館 発行

新刊 保育図書

健康編指導の実践

幼稚園教育指導書「健康編」の執筆者が実践指導のためにくわしく解説した書。幼児の健康管理、健康指導をより具体化し、参考となる資料ができるだけあげ、指導に役立つ手引き書。

中島 修他共著 定価 四五〇円
A5判 三四八頁 〒一〇〇円

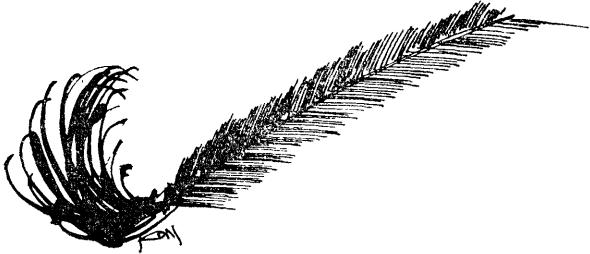
幼稚園教育指導書

自然編指導の実践

幼稚園教育指導書「自然編」の執筆者が実践指導のためにくわしく解説した書。指導書に示された指導目標、指導内容をより具体化し、保育の中でも活用できる資料をあげ、指導書が活用できるようにした手引き書。

大島文義他共著 定価 三七〇円
A5判 二九八頁 〒一〇〇円

フレーベル館



幼児の教育 目 次

—第六十三卷 一月号—

表 紙 鈴木寿雄

幼児教育の今後の進展にのぞむ	山下俊郎	(2)
幼稚園教育にかんする諸問題	松村康平	(6)
幼児教育振興に対する主張	古木弘造	(14)
幼児教育への期待と展望	五島貞次	(18)
今日の幼稚園と明日の幼児教育	藤田復生	(22)
幼稚園教育課程の改善についての期待	大西憲明	(26)
幼稚園教育要領の改訂案をみて		
自然の領域を中心にして		
幼稚園教育要領と保育所	神沢良輔	(30)
教育手段と教育効果の関係	秋田美子	(35)
幼稚園教育要領改訂案をみて	平岡節	(39)
☆せむしカード		
創造性のある教師になるために	片岡靈恵	(45)
幼児と歌	岡弘美	(50)
幼児の非行	宮本實	(54)
沖縄の幼児教育	稔	(61)

幼児教育の今後の進展にのぞむ

山 下 俊 郎



①

昭和三十六年ごろからだんだんと活潑になりはじめてきたと見ら

れる幼児教育に関するいろいろの動きが、昭和三十八年度にいたつて具体的な成果を見せるようになった。その細かいことは他に書いたものもあるので省略するが、児童福祉白書、中央児童福祉審議会保育制度特別部会の答申、全国児童福祉會議、人づくり懇談会、教育課程審議会、教材等調査研究会（幼稚園教育要領改訂）などの政

府、厚生省、文部省のいろいろの動き、そして特記すべきことどしで文部、厚生両省の局長の話し合いや共同の通達など、今までない問、幼児保育の世界に低迷していく、動くべくして一向に動かなかつたようないろいろの動きが、とにかく動いた。そして動いていふということは、とともにかくにも画期的な出来事であったといって

よいであろう。

②

申すまでもなく、幼児保育に関連する問題の大きな第一の焦点は、その制度的な問題である。すでに、幼稚園令制定の当時から問題となってきた幼稚園と保育所の関連の問題、その一元化の問題、さらに進んでは幼児教育の義務制化の問題については、いろいろの関連する問題が錯雜しており、その解決を望む声はつねに高いものがつた。しかも、一向に解決の方向に向かわず、ことに現在の学校教育法と児童福祉法という二本の軌道を走るという制度のもとにおいては、その解決はますます困難になってきていた。

わたくしはこのような状勢に対しても、窮屈においては幼児教育の義務制化という姿が望ましい理想の姿であるが、そこへ至るための

いくつかの段階、ことに現状を出発点として理想像へ行くための段階の青写真をいくつか描くことが必要であることをいままで度々強調してきた。そして、現在までに採られている施策は、この青写真の域に一步ふみ出してきているといつていいであろう。

すなわち、幼稚園も保育所も現状においてさらに普及拡充を必要とするので、その方向へさらに進むということがその一つであつて、文部省の就園率を高めるための七年計画、厚生省の保育所拡充計画はその線に副うものである。そして、その保育の内容に関して、幼稚園年令の幼児に関しては、幼稚園教育要領の基準によつて、幼稚園も保育所も同じ方向の教育を行なうということが確認されたのは、まさに内容的に幼児教育の一元化を進めたものとして喜ぶべきことである。教育の機会均等という立場から、わたくしたち幼児の幸せを願うものがながい間願いそして主張してきたことがようやく実現されたことを、わたくしたちは心から喜びたいと思うのである。

(3)

このようにして、幼児教育の義務制化への青写真の第一歩は「一」に実現されたと考へてよいのであるが、この先をどのように進めて行くかということについては、いろいろの技術的な問題が関連していく。わたくしたちは、文部省と厚生省との両者において、それぞ

れの立場で具体的な計画を立て、これを検討し、さらにそれを両者で持ち寄つて全体的な計画へと進めて行くことを期待したい。現在のところすでにその方向へ進みつつあるようではあるが、とかくセクショナリズムに陥りやすいわが国の官庁機構の中にあって、セクショナリズムを打破して総合的な立場からわたくしたちの幼児の幸せの進められることを心から期待したいものである。

もし、現在の官庁機構のなかでこのようなことが望めないとするならば、わたくしはすでに二十五年も前から主張しているようにこのことを全部綜合してつかさどる官庁として「児童省」というようなものを作つてもらうことを要望しなければならない。このことは幼児教育のみでなく、非行対策といったような見地からも考えられるべきことで、広い見地に立つとすれば、当然の結論として考えられるべきことなのである。問題は子どもの幸せなのである。子どもを幸せにするために、わたくしたちおとなが知恵と力をしほるべきなのであつて、その実現のために作られたものが官庁であるはずである。官庁のセクショナリズムというのは、官庁の方が先に立つというような錯覚に基いた誤謬だといわなければならない。子どものことを先に考へるときに、子どもの幸せを確保する総合的な施策が考へられることになる。そのため官庁機構が問題ならばこの機構の方を改めることができるのである。

この、わたくしだけでなくて、ほかに多くの人々も考へている全

体的総合的な立場からの施策が早く実現されることを心から期待したいと思う。

④

幼児教育における三歳以上の幼児に対する教育は、すでにふれたようすに、昨年九月十二日に発表された教育課程審議会の答申に盛られ、また同じく十月三十一日に発表された「幼稚園教育要領」の改訂案に盛られている線にしたがうものである。これはすでにふれた

ように、本来「保育に欠ける幼児」を保育するために設けられた施設である保育所の幼児に対しても、教育の立場からするときはひとしく適用さるべきものであることはいうまでもない。そこで、ひとしく幼稚園年令の幼児に対する教育として、その内容に関する問題の二、三にふれてみたい。

幼児教育においては、これがどこまでも幼児期の教育であり、のちの時期においては与えることのできないところの、幼児本来の姿に応じた教育であることがまず確認されるべきである。いわゆる幼児期に課せられている発達的課題をはたすようになることが幼児教育の中心的任務である。そして、このことはとりもなおさず幼児期においてのちの時期に与えらるべき教育を先走って与えるいわゆる準備教育であつてはならないことを意味する。幼児期には幼児期でなければ与えることのできないものを与えるべきである。とくに、近

来、文字や数その他の知的内容を幼児期に先走って与える傾向、与えることを求める傾向が強い。そして、このような世の親の要求に負けて幼児教育の正しい姿をゆがめつつある幼児教育者がしばしば見られるのは誠に残念である。わたくしたちは、このような準備教育、しかも主知主義的準備教育には、幼児教育の姿をゆがめるものとして絶対に反対するものである。教育課程審議会がこの点を取りあげているのは正しい。

そしてまた、このような誤った主知主義的教育に対抗するものとして、しつけを重視し、基本的生活習慣を重視することを強調しているのは正しい。わたくしは幼児期の重要な教育内容は、その生活の形成であると考えるから、生活指導、生活訓練が一つの中核をなすものと考える。したがって、しつけを重視し、基本的生活習慣の形成を強調することは、幼児教育の正しい方向を指示するものとして大いに賛意を表する。道徳性の芽生えを養うということとも強調されていることの一つであるが、わたくしはこのような意味を持つ生活指導が社会生活の面で行なわれることが、とりもなおさず道徳教育であると考える。社会性の訓練ということを除いては道徳性の芽生えの啓培はないのである。

教育課程審議会の答申の基本方向のうち最も重要な点についてだけふれたが、これらはいづれも当然とりあげらるべきものが、とりあげられたに止まる、といつていいであろう。わたくしたちは、こ

れによって、いわゆる幼児教育ブームに乗って誤った道へと引き入れられかかっている幼稚園教育者の姿が、その本来あるべき正しい姿へもどることを期待するものである。

(5)

幼稚園教育要領の改訂案については、その基本的方向については、教育課程についてと同じことが言えるであろう。ただ、二、三の点についてまた問題をとりあげてみると次のようなことが取りあげられてよいであろう。

幼稚園教育が幼児期本来の姿に応じた教育であるべきことはいうまでもないが、とくに小学校教育との連関、家庭教育との連関が注目されることは当然である。小学校教育との連関は、いわゆる誤った準備教育でなくて、さきになつてあるべき子どもの姿をふまえての幼児教育であるべきだという意味で考えらるべきである。また家庭教育との連関は、幼児の生活の本拠であり、その人格形成に強い力を持つ家庭と連関をとり、これを指導する立場に立つべき意味において重視するべきである。

とくに安全教育ということが強調されているが、これは本来もつと前から強調さるべきであつたもので、これが怠られていたところに今日的な問題の因由があるといっていい。むしろこれへの関心の注意は遅きに失したくらいで、その的確で効果的なやり方の研究と

その実施に今後の研究が期待されなければならない。
すでに、右の教育課程について述べたところでふれたように、しつけの重視は当然のことであり、これが生活指導の問題であることはいうまでもない。また、情操の問題にふれているが、人間の行為を直接に規定するものは情操である。道徳教育、宗教教育すべてこの点に集結される、当然のことである。

保育内容に関しては、将来とひとしく六領域を分かち、これについての問題が扱われているが、幼児の発達段階に即した正しい与え方がさらに具体的に研究されることが望ましい。

すべて、幼児教育の内容に関しては、従来も教育要領に示されているのは一般的なものであり、具体的な発達に即したものになつていなかつたという批判があつた。新しい要領において、これがどの程度に行つているかは一応また批判の対象になるであろうが、問題はむしろ今後の具体的研究に在るといつていいであろう。

前の改訂前の教育要領に対する批判といったもの、今まであまり充分でなく、教育現場からのいわばはねかえりというものが活潑でなかつたのではないか、たとえあつても不充分ではなかつか、ということが今になつて反省されていい。新しい教育課程、新しい教育要領に対してもこれを充分消化し、検討して、みのりのあるものへと生かして行くことが期待されるべきであろう。

★

★

幼稚園教育にかんする

諸問題

松
村
康
平

教育課程審議会の答申

昭和三十八年から三十九年にかけては、幼稚園教育にたずさわるものにとって、極めて重要な時期として、銘記されねばならない。それは、幼稚園教育振興の輝かしい年としては必ずしも評価されないであろうが、一時期を劃するものとして、幼稚園教育関係者から是認されるであろう。

昭和三十八年九月十二日に、文部大臣の諮問機関である教育課程審議会が、総会で「幼稚園教育課程の改善」についての検討の結果をまとめ、文部大臣に答申した。翌日の朝刊紙面に

その記事を、筆者は東京で読むことができた。朝日新聞では、一面のトップに掲載され「しつけ・道徳に重点」という見出しがつけられている。

昭和三十八年九月十二日に、文部大臣の諮問機関である教育課程審議会が、総会で「幼稚園教育課程の改善」についての検討の結果をまとめ、文部大臣に答申した。翌日の朝刊紙面にその記事を、筆者は東京で読むことができた。朝日新聞では、一面のトップに掲載され「しつけ・道徳に重点」という見出しがつけられている。

現状把握が表面的であること。改善の方向にかんする提言が、偏向していること。結果に先んじてそれを裏づける政治性を帶びていることなどに、賛意を表しかねたし、その答申が、

「人間尊重の精神に基づく道徳性の芽ばえ」を培うように特に留意することを述べるのに、このようなかたちでの提唱は、道徳教育を必ずしも推進するとは考えられなかつたので、憤りすら感じたのである。

幼稚園教育に脚光のあてられたことは、関係者の喜びとするところであろう。けれど、全幅の支持の予想されることがらの提言のかけに、提言者の批判さるべきことがらが暗黙のうちに打ち消されていくようなことがあれば、それは看過こされはならない。

幼稚園教育の本旨に沿わないものというべき幼稚園を、引き合いに出して、提言を裏つけようとする。從来わが国の家庭にみられる欠陥をとりあげて、警告を発し、提言の妥当なことを知らしめようとしている。本旨に沿わないもの、欠陥のあるものをとりあげて、幼稚園教育の重要なことを、強調する。このようないい提言のなかに、それほどまでに重要な幼稚園教育への政策が、なぜもつと以前に打ち出されなかつたのであるか、そのことの自己批判に役立つ提言が皆無であるなかでなされる道徳教育の強調は、なにを意味するであろうか。このようなかたちでの提言が、道徳教育をたかめるのに役立つであろうか。これまでの幼稚園教育の中で、私立幼稚園は大きな役割を果たしてきた。現状においてもそうである。父母たちの認識も高まっている。しかし、答申では、私立幼稚園の貢献も、戦後の家庭およびP.T.Aなどの組織における父母たちの努力も、認められていない。「幼児の知識や技能の習得に偏した教育を行なつていい幼稚園」をとりあげての批判がある。これはなにを意味しているだろうか。国全体の学校制度が、幼稚園のあり方をも規定することを、どのようにとらえているのだろうか。「從来わが国の家庭にみられる幼児に対する過保護や怠慢あるいは放任などから起くる欠陥」とは、なにをさしているのであろうか。欠陥がどこにあらわれているというのであろうか。なにを基準に評価して、それと道徳教育の必要性とを、どこで結んでの答申なのであろうか。

教育課程審議会は、しかし、諮問機関である。文部省では、答申のようには現状をとらえず、改善の方向にかんしても独自の見解をいだいているのかもしれない。それならば、それは政策として打ち出されるであろう。

幼稚園教育振興計画

文部省は、九月二日にその計画を発表している。その趣旨には賛成できるが、問題は具体的措置にある。方針は、七ヶ年計画で約三千の公私立幼稚園を新設すること。各市町村の幼稚園の数は、人口一につき一園とし規模は百二十人。新設幼稚園

の設置者は、市町村または学校法人とする。当該地区における私立幼稚園の設置状況等を十分に勘案して計画的に設置する。公立幼稚園の新設（学級増を含む）にあたっては当該市町村における小学校の空き教室等施設の活用を図ることになつてゐる。しかし、空き教室の活用を図ることをはじめから意図して、幼稚園教育の振興をはかるのであらうか。

既設の私立幼稚園については、できるだけ学級増加により収容力の増加をはかるよう努める方針である。けれど、それとは反するように、公立小学校の空き教室を使用する幼稚園が、併設されようとしている。少しでも多くの子どもたちが幼稚園教育の機会を得られることに、異論のあらうはずはないが、隣り合わせに私立幼稚園が既に開設されていた現実を、このようにしてつくりかえしていくことが、幼稚園教育の振興になるであろうか。

これまで、國家の補助を得ることのできないなかで、幼稚園教育に尽力してきた人たちがいゝようやく、幼稚園教育の振興策がたてられるようになった。どうしても過言ではないほどのことだ。だが、それはすでに過去のものとなりつてあるのだと、公言する人たちが、ふえようとしているところを選ぶことなく、公立小学校の実情を優先させて、幼稚園が併設されていくのだろうか。そうして立ちゆかなくなる私立幼稚

園があれば、勤務している教育配置がえを、せめてもの対策として打ち出そうとする様子も、今はみられない。狭小な小学校地にも、幼稚園を新設するのが、適当であるうか。それとも、近設の私立幼稚園に、協会を通じて助成（補助）金の交付されるように処置して、幼稚園の地位を確実なものにしていくことが、適当であるのか。このようなことが検討されて、対策の打ち出される気運に乏しい。現状においては、一律に対策を施さうとするのではなく、多角的な方途の中から、彈力的に対策が選択されるのではなければ、名実ともなう幼稚園教育の振興は、望めないのではないか。このように煩瑣な处置をも、果たしてどううとする当事者たちであろうか。

幼稚園と保育所の関係調整

十月三十一日付で、文部省初等中等教育局長、厚生省児童局長連名の通達が、各都道府県の知事と教育委員会へに出された。十一月一日付朝日新聞（東京）朝刊には、次のように報道されている。

通達の骨子は、①幼稚園と保育所は機能がちがうので、それらの機能を果たしうるよう充々とさせる。②将来、幼稚園の義務化ということを考えられるので、幼稚園は五歳児と四歳児を重点にし、保育所は三歳以下を重点とする。③保育所にはいる

児童を決める時は「日々の保育に欠ける子」に限り、それ以外の幼児は幼稚園に入れるようとする、というもので、これにより兩省間の懸念だった調整問題は一応ケガリがついたわけである、としている。

同日付の東京新聞朝刊には、次のような記事がみられる。「保育所の対象明確に『二元行政を調整』」という見出いで、以下。通達によると、両省とも幼児教育を将来義務化する必要性を認めており、それまでの過渡的措置として、幼稚園、保育所の一層の普及を図ることとしている。ただし、両者の機能は全く異なるので、それぞれの目的を明確に示すとともに保育所は「保育に欠ける幼児」だけを対象とし、それ以外の四一五歳児はで生きるだけ幼稚園に入園させるよう強調している。さらに保育所で行なわれる教育については、幼稚園教育要領にしたがって行なうことか望ましいとしており、文部省側の主張を厚生省側が大幅に受け入れた形となっている、としている。

他の新聞誌上にも報道されているが、了解事項をそのままのせているもの以外は、解釈的な表現がなされて、そこに違いが生じている。これを読む人たちが、幼稚園関係者であるか、保育所関係者であるかによっても、受けとり方に、違ひがでてくるかもしねれない。

このような状況にあって、子どもたちは育ち、小学校へ入学す

る。その子どもたちのための施設であるはずなのに、ことさら管かつをちがえ、差別を設けて、子どもたちを取容する。地域を単位に、そこへ集まる一充数の子ども集團を中心として、その教育にかんしては、文部省が、その生活福祉にかんしては厚生省が、必要に応じた助成にあたる。ある施設は、いわゆる幼稚園的であり、ある施設は、幼稚園的でも保育所的でもあり、ある施設は、保育所的幼稚園であつたり、幼稚園的保育所であつたりして、かまわない。保育所から幼稚園にいって保育所へかえることも認められるような、幼児のための施設であるようにすることができないものだろうか。

文部省と厚生省との歩み寄りは、あつたようにみても、幼稚園と保育所の機能が別個のものであるということの確認においては、両省のためのものであつて、子どもたちのためとは言ひがたい。両省を包括し得るような児童省なり文化省なりがつくられての、抜本的改革が必要とされているのではないか。されどなければ、保育者の側に差別意識も育つて、どちらも同じ小学生へあがる子どもたちに「偏見」をもたらすことにもなりかねないのである。

(昭和三十八年の四月に、NHKでは、幼稚園・保育所をめぐる問題にかんして特集(二時間)を組んだ 黒木厚生省 児童局長、池田私立幼稚園協会事務局長、小学校がわから金

沢先生が参加。筆者は司会をつとめたが、そのときも、文部省・厚生省のセクショナリズムが批判された。この放送は、再放送もされ、その当時よりは歩みよりのみられる現状であるが、なお、抜本的改革が期待される。)

幼稚園教育要領改訂案

これは、昭和三十一年度「幼稚園教育要領」の改訂案である。昭和二十二年作成の「保育要領」が三十一年度に改訂されたのであるが、このまえがきには改訂の要旨が、次のように述べられている。

1、幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした。2、幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役だつようにした。3、幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した。

今回の改訂案には、改訂の要旨がまだみられないが、内容を比較してみて、道徳教育、安全教育などの新しいねらいがみられ、教育内容のそれぞれについて、指導にあたつて留意すべきところが述べられていることなどに、ちがいがみられる。前回のものでは、幼児の発達上の特質があげられてから、次に望ましい経験の叙述がなされていて、心身の発達に即応して子どもとの経験を豊かにしていくという趣旨が、明瞭に示されていた。

このようにして、教育要領を使用することが、先のものを活かし、新しくつくられるものを作り立てるにつながるのではないだろうか。

今回のものは、指導性が明確に打ち出されている。子どもたちの経験がのびていく誘導の水準が、示されているとはいえない。望ましい体験をさせるべき指導の目標とその方法が、示されている。

が、今回は、幼児に指導することが望ましいねらいがあげられて、指導にあたつて留意したらよいことが、具体的に示され、発達的なかいに即応することは、適切にということばで扱われて、そのよりどころが前回のよう示されていない。

生活・誘導「保育要領」から、発達・経験「教育要領」に改訂され、今回の、指導・体験「教育要領」へと更に改訂されたということができる。

これを保育者がわにひきつけてとらえるなら、第一のものでは、保育をするものの子どもとの共感が、保育者の資質をして重要な。第二のものでは、保育するものが子どもをとらえることのできる観察が、保育を進めるに重要である。第三のものでは、保育するものが子どもに期待する体験の総合（組織化）が、保育の行なわれることのなかで、結実するようにしなければならない。

このような認識にたつて、教育要領を使用することが、先のものを活かし、新しくつくられるものを立てるにつながるのではないだろうか。

今回のものは、指導性が明確に打ち出されている。子どもたちの経験がのびていく誘導の水準が、示されているとはいえない。望ましい体験をさせるべき指導の目標とその方法が、示されている。

「次に掲げる基本方針に基づき、幼児の発達に応じ、その生活経験に即し、適当な環境を与えて、総合的な指導を行ない、望ましい国家社会の形成者となる基礎を養うように努めなければならぬ。」この文章の中には、生活・誘導、発達・経験という立場を読みとろうとすれば、不可能ではない。けれども、それよりは、指導・体験の立場を読むことのほうが、より容易ではないか。

「幼児の年令や発達の程度に応じ、季節や時期などを考慮し、適切な機会をとらえて、「気づかせる」とは書いてあるけれども、それは、「健康な生活に必要な基礎的な習慣や能度をくり返し指導し」「しだいに身につけさせること」と、つながっていないなければならないのである。日常の身近なことを「実践させる」とともに、「気づかせるように」指導するのである。実践し気つく主体は、どこにいるのである。いろいろな種類の運動をのびのびと積極的に「行なわせ」るのである。そのように心がけて指導すると、行なわせられて、しまいに、行なえるようになるのであろうか。

「父母や先生などの言いつけをすなおにきく」ようにするためには、指導にあたって、いろいろな経験や活動を「させ」なければならない。「幼稚園や家庭ではみんなが助けあっていることを知り、感謝の気持ちをもつ」ようにするなどの指導にあ

たっては、幼児に關係の深い人々に対し親しみや感謝の念を「もたせるように」し、……等に興味や関心を「もたせ」なければならない。

「自然」にかんしては、主としてそれが、「物と人との関係」であり、その関係はしばしば対立的であるからかもしれない。「きわめて簡単な自然科学的事実に」「気づかせ」られる幼児のあり方を、えがき出してみても、そこに子どもの主体的活動が感じとれる。「理解に役立つ経験や活動を」「与えるようすること」は、それはそのままで、よいとも思われるけれども、

「言語」のところで、「名まえを呼ばれたり、仕事を」「言いつけられたとき」返事をすると、述べられて、そういう事項の指導にあたっては、日常生活に必要なことばに「慣れさせ」、正しいことばで表現しようとする意欲を「目ざめさせ」なければならぬ。ことばに「慣れさせ」るのはまだしもとして、表現しようとする意欲に目ざめさせなければならない。そういうことを、保育者はしなければならないのである。

「音楽リズム」では、歌うことの喜びを味わわせ、「楽器を自由にひかせ」、「親しませ」、「楽しめたり」しなければならない。そうしなければ、表現の喜びを味わうことはできないのだろうか。そういう道すじを通って味わえる表現の喜びでなければ

れば、いけないのだろうか。「幼児の年令や発達の程度に応じた」ということばは用意されているけれども、それ「に応じた

さまざまな表現活動」とは書かれているけれども、それを「させること」であり、「楽しめる」のである。

「絵画製作」にかんしても、「空想的なものを絵にかいたり、ものに作つたり」「させる」のである。絵にかいたりも、そのあとに文章が続かなければ、「絵にかける」となるのではないだろうか。表現意欲をじゅうぶんに「満足させ」その喜びを「味わわせる」ようにする。

このように書きつらねてくると、この幼稚園教育要領改訂案の作成に加わっているたくさんの委員たちの感じ方、考え方には、どういうもののなのだろうと、思われるを得ない。少なくとも筆者に近く、感じたり考えたりする人たちの集まりではないのであろうと、思われるを得ない。その人たちに近く、筆者が自分をおいて、感じたり考えたりすることはできる。そうして、その人たちが、筆者に近く感じたり考えたりしたのだけれども、このようなかたちで発表されることになったのだと、言ふかもしれないとも予想することができる。しかし、どういう発言は、委員として許さるべきものであろうか。

いかにも、ことはのはしをとらえての、あけあしとりと、思う人もいるだろう。その人は、それなりにそう思う人であつ

て、筆者に近く、感じたり考えたりはしないのである。

幼稚教育（保育）界の問題

今回の幼稚園教育要領は、これまでのものに比べて、著しく指導性の強いものであるということができる。その中には、優れた識見を随所に、見いだすことができる。検討を重ねた人の努力のあとをたどることができる。けれども、全体を貫ぬく指導原理にかんして、危険なものが感じられる。それを、語句をひろって、表明してきた。

幼稚園教育要領を使用する保育者たちは、子どもたちとふれ合う現実から学ぶことの中で、これを活かすように努めなければならない。教育要領案が、ほとんどそのままのかたちで、教育要領として出される場合には、とくに心して、使用しなければならない。文部省から出されるものだからとか、委員に連なる人たちの名まえをみて、まちがいのないもののように思いこんで、そこに示されている通りにしようなどと、心がけてはならないであろう。

保育者の、子どもたちとふれ合う現実において、主体的にふるまうことが、子どもたちの主体的活動を促進することにつながつてゐる。そのような、保育者と子どもたちとの関係のあり方が、創りだされいかなければならない。このことの理論的

な認識と実践的な活動への示唆が、幼稚園教育要領案には、欠けている。見方によつては、それをとらえることができるが、これが基調とはなつていいない。

指導性の強い教育要領は、保育者の活用の仕方において、その功罪がはつきりとでてくるといえる。発達・経験に重点をおくものよりも、一見、使いやすそうにみえて、あやまつた使われ方のされる危険性を、より多くはらんでいるといえるである。保育者の使い方が、前にもまして重大である。優れた使い方のできる資質の向上が、保育者への要請となつてゐることを、強く自覚すべきであろう。このことこそ、教育要領作成に参加した人たちの等しく望むところなのだと、言う人がいるかもしない。それは、上の立場にて、下の立場からしか真実の叫びとしては發せられないものを、あたかも自分たちが考えていたことでもあるかのようにとりいれて發言する人たちの、好んで用いる戦略なのである。ところが、その發言が、ひとたび上の立場から發せられると、その立場にいる人においてとらえられた優れた識見として迎えられるという傾向が、顕著なものとなりやすい。

ここで、上の立場というと、それは必ずしも文部省とか、何々委員会の委員長とかをさしているのではない。日本の幼児教育（保育）界において、その發言が、結果において指導的な

意味を帯びてくる機会の多い人をもさしてゐるのである。あたかも自分の立場においてとらえたうのであるかのように、ほかの立場において真に意味をもつことがらを、公言する。その巧みなために、その人をとりまく人たちが、気づかずにその人を支持するという傾向が、日本の幼児教育（保育）界において、見いだされる。その人は、他の場所では反対の意見をもつかのように發言して、その場にいる人たちの意見をきき出し、この場所では、自分の立場からしかとらえ得ないことでもあるかのように、きき出した意見を自分のものとして述べてしまふ。も、きき出されたその人を、この場所で低める發言をしていくのである。

このようにして、幼児教育（保育）界での指導的發言が、しばしばつくられていくことを、保育者は、賢明に洞察して、子どもたちとぶれ合う現実から、学んでいかなければならない。学びながら指導し、指導することにおいて指導者も変わりながら、子どもの生活が發展していくようにしなければならない。このようにしてこそ、幼児教育（保育）界で、今回の幼稚園教育要領（案）も、活用し得るものとなるであろう。

（お茶の水女子大学）

幼児教育振興に対する主張



古木弘造

大切なことと思っている。

最近、教育課程審議会が「幼稚園教育課程の改善について」文部大臣に答申し、それに対応するかのように、文部省も、幼稚園教育振興七ヵ年計画案を作製したようである。

政府の人づくり政策に相応じて、人間形成の基礎をつちかううえにきわめて大きな意義を有する幼児期の教育がおおきくとりあげられ、そのため幼稚園も、その改善充実をはかるとともに、その普及発達の方策を立てることが要請されてきたというべきであろう。

編集者から与えられた「幼児教育の今後の進展にのぞむ」という題も、おそらく前記のような時点において、わが國幼児教育の発展のために、とくに何をのぞむかを問われたものと思う。

こんどの答申「幼稚園教育課程の改善について」の中に、つぎのように書かれていることは、今後の幼稚園教育振興のために、最も

さきに小学校、中学校の教育課程が改正されたが、それは究極において将来の日本をになうに足りる国民の育成を目指すものである。幼稚園教育は、その特質を發揮しつつ、このような教育の基本方針に沿って一貫した目標のもとに営まれる必要がある。

しかし、そのことは、幼稚園教育が小学校教育の単なる準備のためにこれと類似の教育を行なうことを意味するものではない。最近、一部には幼児の知識や技能の習得に偏重した教育を行なつてゐる幼稚園もみられるが、これらは幼稚園教育の本旨に沿わないものというべきである。

ここにみられるように、日本国民の育成をめざすかぎり、小・中の教育と幼稚園の教育とは同一の目標をもつべきであり、したがつてそこに教育の一貫性が当然でてくるわけである。しかしその一貫

性は、教育の目標ないし目的に關することであつて、具体的な教育の實際や方法技術にまで及ぶものではない。それどころか、むしろ幼稚園教育が幼稚園の特質ないし独自性を活かすことによつてこそ、はじめて眞の意味の一貫性が保たれるはずである。それであるのに、わが国においては、教育といえば直ちに定型的な学校教育を考え、或いは特定の知識や技術能力の習得のみを考え、甚だしい場合は、家庭教育を学校教育の下請けしごと解する場合さえなくはない。こうした誤った社会通念がみられる限り、本来の教育の意味を確認し、それとの関連における幼児教育の独自の意義をじゅうぶん認識し直さなければならないと思う。

そうした観点からは、当面すぐなくとも次ぎのふたつの側面からの特別な配慮が払われなければならないと思う。

そのひとつ。幼稚園の現場で、児童の具体的な日常生活に即した独自の屈伸性ある（創意工夫にみちた）教育を思いきってとり入れ、カリキュラムや方法技術にとらわれず、父母の恣意的な要求に引きまわされず、常に児童本位に、ひとりひとりの児童に即した教育がなされるようにして、伝統的な保育の知識技術の末に拘泥せず、生きた子どもに対応し、子どもの将来の成長を第一義的に考えること。自由遊びや屋外保育の意義を考え直し、健康や情操や生活習慣や集団生活の意味を考え直すこと。——総じて児童のなま

義を發揮するようにつとめること。そのことが必要になる。

もちろんこの為には幼稚園人の資質ないし教養の向上が必要とされるであろうし、さらにそのためには幼稚園教職員に人材を集めうるための待遇の改善がなされなければならない。こんどの幼稚園教育課程の改善についての答申は、その性質上、教員養成の改善やその待遇改善については僅かに一言ふれられたにすぎないが、これこそが幼稚園教育改善のキメ手であると思う。一九四四年法により保育学校を地方教育委員会の設置義務とした英國において、保育学校の普及が遅々として進まないが、そしてその理由の最も大きなもののひとつが教員の不足であるにかかわらず、特別任用や読み替え規定のような安易な妥協をとらず、高い資格要件と一定水準以上の待遇とを貫いているところに、教育は、質や中味がたいせつであり、形だけ整え、数量の多きをのみ誇ることは意味がないとするこの国の行き方が表われているように思う。いずれにしても便宜主義による幼稚園教員の供給でなしに、高い教養をもつた人材、そのためのすぐれた待遇、その問題を除いては、幼稚園教育の充実発展は望めないであろう。

幼稚園教育の独自性ないし特性を活かすということについて、もうひとつの側面からの反省。それは主として行政の側の問題である。

伝えられたところによると文部省の「幼稚園教育振興計画」なるものは、七年計画で約三、〇〇〇の公私立幼稚園を新設することと

し、そのための対策があげられているが、その中で、

公立幼稚園の新設（学級増を含む）にあたっては、当該市町村における小学校の空教室などの既存施設の活用をはかるものとする。

既設の私立幼稚園については、できるだけ学級増加により収容力の増加をはかるように努めるものとする。

という文面があるのが、注目させられる。すなわち、小学校教育と幼稚園教育との一貫性ないし連絡を、ここでも教育の実際面について考えているのではないか、幼稚園の独自性が考えられているかどうかという点がひとつ。もうひとつは、行政の便宜のための振興計画でありはしないか、日本の児童のひとりびとりを頭に浮かべながら、児童のためになる児童教育をじゅうぶん考えているのであるか、という点についてである。

前の点について想い起こすのは、アメリカの幼稚園をみた時の印象である。アメリカでは公立小学校に附設されている公立幼稚園が多いが、私立の幼稚園も若干ある。この両者をみて直観したこととは、小学校附設の幼稚園は、概して、子どもに積極性がより少なく、活き活きとしていないようである。教師は子どものなまかにならず、教える者という態度がより強いということであった。私立幼稚園では、年少児もいるといふこともあるにはあるが、それにしてより多く活気につれていた。

小学校の教師群の中に入れられている幼稚園担当教師、小学校の

児童群の中での幼稚園児グループ、そこに幼稚園教育の独自性なし特性をいかすことには、観念的には容易であつても、その実際においてはきわめて困難なことではないであろうか、これとの対比で考えられるのは、英日の小学校である。五才からはじまる義務学校教育のうち、十一才までが小学校。そして、その小学校の六か年が、児童学校（五十七才）と初等学校（七十一才）とに分けられ、かなり多くの場合、敷地は同一であつても校舎や校長を別々にもつてゐるということである。それぞれの発達段階に応じて、それに必要な個別の教育を施すことによって、よりよい教育効果をあげようということであろうと思う。

幼稚園教育振興方策として、小学校の遊休施設活用の途を考えることもよいが、その場合には、幼稚園教育特有の意義を失わないようなどうじゅうぶんな配慮が強調されなければならないであろう。少数の幼稚園グループが、多数の小学校グループに、かりそめにも埋没してしまうことのないよう、厳格な基準があらかじめ明示されなければならぬであろう。そうした場合といえども、なお今日の教育についての社会通念や今日の幼稚園教員の実態からするならば、幼稚園が小学校教育の準備教育化するおそれは、なお消えがたいものと思う。

もうひとつのこと、すなわち、幼稚園教育振興対策として、いたずらに、その数量的普及のみを考える考え方、ことに収容児数の増加をはかる、ということも、従来の教育行政のあり方からみて、心配

される点である。おそらく、すしづめ教室の弊がこれだけとかれて

来た今日では、六三制実施直後にみられた馬小屋教室の愚さは、再びくりかえされないであろうが、教育政策が往々にして、教育を受ける者の立場よりは、より多く行政の立場から考えられてきた経緯

からすると、じゅうぶんに注目に値することである。というわけは、いうまでもなく、幼児期の特質からみて、その教育には本来多くの経費を要する特別の施設・設備がなくてはならない。したがつて思い切った予算の要求が先ずなされ、そのうえでの私立幼稚園への助成、それについての収容人員増、学級増であるべきである。そうでないならば、より多くの就園率を考えても、教育的に貧困な幼稚園に出席することとなり、日本国民の育成をはかることは望めないであろうし、あるいはまた、私立幼稚園の経費負担に堪えられないので、収容力に余裕ある幼稚園を目の前に、入園できない幼児が街頭に残るということになりはしないだろうか。

要するに、以上を通じて、今後の幼稚園教育の振興を考えるに当っては、幼児の生涯の幸福を考え、幼児のよりよい成長発達を念頭におくこと、それは、行政の立場や恣意的な親の立場からでなく幼児本位の教育を考えることでもあるが、そのような構えが、つねに基底にあってほしいという主張である。人間の生命につらなる大切な教育は、とりわけ人の成長発達にとって最も重要な幼稚園教育においては、その振興が、質の低下、内容の貧困を伴う憂えのかりそめにも感ぜられるような、数量主義、形式主義、便宜主義ができる

だけ排除したいということである。

なお、今後の幼児教育の進展を考えるについて、もうひとつ望みたいことがあるところが紙数に限りがあるので、その要点だけを述べることにしたい。

同じ国民の、同じ年齢段階の幼児の教育であるならば、幼稚園教育と保育所との関係を根本的に検討しなければならないと思つてゐる。すべての国民に等しい教育機会を与えるということからするならば、従来の行きがかりや立場を離れて、現行法規にとらわれずに、将来の国民の育成という見地から、まともにこの問題に対しおればならないと思う。

こんどの答申案のなかに、保育所との関係が少しでも言及され、少なくとも教育の内容や方法についてだけなりと、両者の一元化への方向が示されてほしかったと思う。

幼稚園も保育所も、本来同じ国民の幼児を対象とし、その対象に對し、できるだけ役立つようなサービスをしようとする基本的構えがあるならば、それそれの長所や特色を發揮し合い、その経験を活かしつつ、わが国幼児教育におおくみられる盲点やむだを克服しながら、より合理的、能率的な一元化された総合的幼児教育対策ができるのではないかと思うのであるが、それは机上の理想案にすぎないのであろうか。

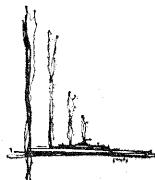
(名古屋大学)

*

*

幼児教育への期待と展望

五 島 貞 次



§ 脚光を浴びる幼児問題 §

最近幼児の教育やしつけということが、ひじょうに重要視されるようになってきた。文部省の教育課程審議会では、さる九月幼稚園教育課程について答申しているし、厚生省の児童福祉審議会でも、子どもの保育はいかにあるべきかについて中間報告を行ない、また児童福祉審議会の家庭対策部会では、子どもを健全に育てるためには、家庭はいかにあるべきか、家庭をいかに援助すべきかの、具体策を答申している。これまで幼児問題にそれほどの関心を示さなかつた新聞その他のマスコミも、きわめて強い関心を持ち、大々的にPRするようになってきた。

次代をになう子どもの育成は、いかなる時代でも、どこの国でも、重要な問題であることに変わりはなく、いまさら騒ぎ立てるの

もおかしいが、今日のわが国において、これほどまでに幼児問題が脚光を浴びてきた背景には、やはり今日的な要請があることを忘れてはならないであろう。それは人口革命とも呼ばれている人口構造の急速な変動であり、所得倍増計画に伴う若年労働力の著しい不足であり、それを打開するために高く掲げられた「人づくり」の旗印である。医学や公衆衛生の進歩によって、人間の平均寿命が急テンボで伸びるとともに、家族計画の普及と、高い水準の消費生活への欲求が高まるにつれて、少産の傾向がますます強くなってきた。このまま行けば、幼少人口は今後減少の一途をたどり、経済成長に与える障害は少なくない。そうだとすれば、幼少人口の資質いかんが、民族の将来を左右する重大な問題といわなくてはならない。もちろん、人口の資質をよくすることは、経済成長や民族発展のための手段ではなく、一人ひとりの人間の福祉を尊重するためではある

が、人づくりが政治の中心課題になつたのは、こうした深刻な経済、社会変動の結果にほかならない。幼児時代の人間形成が注目されるにいたつたのも、そのような時代の変化の一環とみてよいであらう。

そればかりではない。この数年来、心身障害児や、障害者、非行青少年などの増加が、容易ならぬ社会問題として、クローズアップされきたことも、幼児時代の人間育成の重大性を改めて認識させる契機になつたようである。心身の障害の多くは、乳幼児期の健康管理の手ぬかりから起ることが明らかになり、青少年非行の芽は、幼児期の家庭環境のなかに、すでに生まれつがあることが、ある程度科学的にも裏づけられるようになつた。こうしたことでも、幼児の人間育成の意味を高く評価させる機縁となつた、といえるであろう。

§ 新しい人間づくりを目指す §

幼児教育の望ましい方向を考えるに当たつて、当面手がかりを与えてくれるのは、さきにふれた教育課程審議会の幼稚園教育課程の改善に関する答申である。そのなかで、小中学校教育課程の改正

は、究極において将来の日本をになうに足りる国民の育成をめざすものであるが、幼稚園教育もこの基本方針にそつて一貫した目標の改善に関する答申である。そのなかで、小中学校教育課程の改正は、日常生活中の習慣だけでなく、みずからの健康や安全を守り、道徳的心情を伸ばすにも、教育の力によらねばならぬことはいうまでもない。その点でこの答申は、幼児の人間形成に関して、きわめて積極的な姿勢をとっているように思われる。

さらに、好ましくない社会的環境から幼児を守り、環境の改善に努める必要を強調しているが、これも当然のことといつてよからう。現代のとくに大都市のこどもたちは、ばい煙や排気ガスで健康をむしばまれ、自動車専用道路の拡張やビルの増設によって、遊び場をつぎつぎに奪われつつある。高層アパートのベランダから落ち

して将来の日本を視野に取り入れ、より高次の“新しい人間像”を指向しているように思われる。

て死んだり、電機洗たく機のなかに落ち込んだり、ダンプカーにはねられたり、タメ池に落ちたり、日夜いたましい事故が続出している。あるいは、誘かい事件の犠牲になるのも少なくない。いわゆる狂った社会の最大の被害者は、幼児といつてもよいのである。こうした有害な環境から幼児を守るには、家庭、教育者、地域社会などの協力が必要であり、政府なり自治体としても手を打たなければならぬ問題が少なくない。教育関係者だけの力ではどうしようもないともいえる。だが、幼児教育の分野でやれる対策も少くないはずである。交通安全教育、屋外や屋内の安全教育、日常の身近かな保健衛生のしつけなどが、徹底的に行なわれなければならないであろう。

§ 集団化時代に必要なこと §

しかし、幼児教育の今後のありかたについて、なお検討しなければならぬ問題も少なくない。その一つは、幼児までも進学戦争に巻き込んではならない、ということである。こんどの答申でも、幼稚園教育が、小学校教育の単なる準備のために、これと類似の教育を行なってはならない、といつているが、成績の優秀な小学生をつくるための場となつてはなるまい。いま保育所にこどもをあずけている父兄の間に、保育所でも幼稚園と同程度の教育を行なつてほしい、との要望が強くなっているといわれる。もしこの要望が、小学校に入学したときに、幼稚園出身のことよりもより学力の劣つていないと

こどもに仕立ててほしい、という願いから出ているとするなら、児童教育なり保育の本質をわきまえない偏見といわなければならぬであろう。小学校で覚えるべき知識は、小学校にはいってから覚えればいいはずである。小学校にはいるまでに身につけておかなければ、小学校のほうで困るような、あるいは小学校でそういうことを力をいれれば、本来の小学校の教育作業に支障を来たすような、基本的なしつけ、生活慣習の育成こそ、幼児時代に十二分に行なうべきであろう。

第二は、これも答申で述べているが、個性をのばし、たくましい人間を育てることに、とくに配慮してほしい、ということである。教育はモノを生産する仕事ではなく、人間を形成する特殊な仕事であることは、いまさら断わるまでもない。オートメ工場で全く同じ形と色彩を持つ、寸分違わぬ電気製品を、大量生産するのではない。千差万別の個性、素質、能力をもつたこどもを育成するわけである。集団的、画一的な一斉訓練ももちろん大事ではあるが、それと同時に、集団のなかに埋没しない、よい意味の強い個性と、たくましい独創力を育てる努力も怠つてはならないであろう。現代のような異常な集団化時代においては、なおさらこのことの必要性を痛感せざるをえないものである。

それに関連して、教育や指導技術の進歩や高度の専門化が、こどもからたくましさを奪い、なにか無氣力な、ひ弱い人間にする危険性はないだろうか、という疑問も出てくる。教育のしろうとの取り

越し苦労であれば結構だが、完備した教室、運動場、娯楽室で、いたれりつくせりの設備、教材、教具に取りかこまれ、寸分すきもない計画によつて、教育、訓練を受けているこどもを想像すると、なにか大きなものが欠けていはしないか、といった感じが、ふと胸をかきめる。それはストレイトの大自然と、そこでエネルギーを思う存分発散して、あれば回ることの群象である。西欧先進諸国では、こどもにとっていちばん大切なのは、太陽の光ときれいな空気と水と土である、といわれている。東京のような大都市のこどもに与えられているのは、スマッグでよごれた太陽の暗い光と、排ガスで汚染された空気と、工場廃液でどす黒くなつた臭い水と、舗装された土である。幼児教育の関係者は、自然にめぐまれぬ大都市のことでもに、できるだけストレイトの自然に接触する機会を与えることを、真剣に考えてもらいたい、と思うのである。たくましい人間は舗装道路や、自動車や、遊具から生まれるのではなく、露のしたたる雑草の繁った大地や、サカナのはねる清流のほとりから生まれるのである。

§ 義務制は時期尚早の感 §

つぎに問題にしたいのは、幼児教育の義務制についてである。これには小学校を一年下げる方法と、五歳児についてだけ幼稚園を義務制にする方法とが考えられるが、いずれにしても、現段階では児童教育の義務制は時期尚早で、具体案などを考えるべき時ではない

と思う。幼稚園に対する国庫補助も、なお慎重に検討する必要がある。それよりも、保育に欠けるこどもをどう保育するか、という教育以前のさしつけた問題がある。保育と教育とは密接な関連をもち、幼児の場合には、これを切り離して考えることはできないが、生命の安全と、心身の成長の保障は、しつけや教育以前の、もっとも基本的な問題だといわざるをえない。

これに関連して、幼稚園と保育所との関係をどう調整するか、という問題がある。教育課程審議会の答申では、幼稚園の教育が保育所の保育と深い関連にあることを考慮する必要がある、といつてゐるにすぎず、具体的にどうすべきかを示していない。児童福祉審議会の保育制度特別部会の答申でも、まだ明確な結論を出している。すなわち、幼稚園における保育内容と、保育所におけるそれは、調整をとることが必要であり、保育所及び幼稚園に入所しているこどものいざれを問わず、必要な同一水準の幼児教育が与えられるべきであるが、幼稚園の振興と、保育所制度との調整については、早急に検討する必要があると思われる、といつてている。この問題については、いざれ保育部会で結論を出さねばならないが、少なくとも、幼児にはできるだけ同一水準の教育を与えるのが望ましいこと、保育に欠けるこどもと保育に欠けないこどもには、それぞれ異なる処遇が必要であること、公費はより必要なところへ、まず重点的に振り向かなければならないことには、おそらくだれも異論を唱えないであろう。

今日の幼稚園と 明日の幼児教育

藤田復生



近来幼児教育の重要性が、各方面から認識され、また実証される

ようになり、当局も人づくりの基礎となる幼児教育に、おぞまきながらも、その必要性を認め、その拡充を期して、幼稚園教育振興計画、教育課程審議会の幼稚園教育の改善についての答申、三十九年度改訂の、幼稚園教育要領と、その幼児教育に積極性をみせていることは、その内容についてはともかく、よろこぶべきことであります。

また、今日新聞紙面の第一面に、幼児教育に関して、大きく報道されるようになったことは、まさに、新聞はじまって以来のことといつてもよく、一般社会の認識も関心もたかまり、画期的な時代と

もありつつあるように思われます。

しかしながら、この進展期にあたって多くの問題をはらんでいるのが、幼児教育の実態でもあります。

さて、ここで筆を進めかねて数日を過ごしておりましたところへ、東京都私立幼稚園協会臨時総会の決議書を手にしました。旅行中のため私は出席致しませんでしたので、その内容を始めて知ったわけですが、文部省「幼稚園教育振興計画」に反対する私たちの立場というものです。

私も、私幼人の一人としてこれに全面協調すべきではありますようが、公器としての雑誌面に、いささかも私情をさしはさむべきも

のではなく、また、言論を何者からもおかされねるべきものではないという信念から、あえて、私見を述べて依頼紙の意におこたえすることに致しました。

先きに、その内容に関してはともかく、よろこぶべきことと申しますのは、幼児教育に身をゆだねている私たちにとりましては、公私立の別なく、幼児教育が振興し国民教育の基礎として、やがて、すべての幼児が幼児教育を受けられることの願いを、前提としているからであります。

文部省が七ヶ年計画を打ち出したのも、日本の将来につながることでありますし、部分的には問題があるにはせよ、必要なこと"であります。

私幼が自己防衛的な立場を明らかにしたこと、それぞれ当然の理由はあります。しかし、一国の文教政策を推進させるにあたり、かりそめにも当局が、私幼の実態とその歴史を無視するなりば、官僚主義と、その政治の具に幼児教育を供したそしりをまぬがれないことであります。

また、私幼が徒らに過去の歴史や、功績をたてに、自白防衛論を

おし進めては、一般社会から背を向けられる結果をおそれます。

我が国の幼児教育を推進し振興させるためには、保育所、公立幼

稚園、私立幼稚園の三者のいずれをも、無視してはなりたたないものであることは、論をまたないものであることは明らかであります。

問題は、その三者を、いかに有効にそして、共栄存続を計るかにあるといえましょう。制度の上で、厚生、文部の両省の管轄に別れていようとも、また公私立の別があろうとも、日本の幼児教育の根本は一つであらねばなりません。

保育所は、その性格上教育と社会福祉の両面を兼ねなければなりませんし、私幼には私学としての独自性を生かし、より良い教育をめざさねばなりません。

公立は、普遍性のもとに教育が行なわれることでしょう。

そして、法治國家であるからには、教育の諸法に従わねばなりません。しかしその諸法規は、それを適用する側の性格を生かすものでなければ、それは死法と言うべきです。

学校教育法、第二条の原則に従うことは、あくまで教育の公共性を守ることで、当然のことではありますが、学校法人規格や、その施行にはあくまで、現実を無視することなく、またそれが広く施行し得るものでなければならないと考えます。

幼児教育施設は、その教育の性格上、小規模である方が良いことは、衆知の事実であるとともに、そうでなければならないと考えて

います。その小規模であるからには、私幼の経営は常に苦難に満ちているのです。

一方的的理想理念の規格では、いつまでたっても解決できないものと思います。

文部省の「幼稚園教育振興七ヶ年計画」が、厳正な精神と、私立の立場をも十分検討された上で推進されるならば、反対決議を出す理由はないものと思われますが、疑心暗鬼を起こそす点は認めなければならぬとしてしよう。

ここで、答申案について述べたいと思います。

その、全文にわたつての内容は、常識の一語につきるもので、審議会の性格として、教育の専門的立場でありながら、一般家庭の親たちに幼児教育を理解させるものならざらず、教育行政の最高者文部大臣に答申するものとしては、理解に苦しむものです。道徳性を高めなければならないとか、一般的に家庭における過保護や幼児期における教育要望の誤を指摘するまでもなく、幼児教育にたずさわる者なれば誰しも、理解していることあります。

私幼といえども、浴りと教育に権威をもつならば、家庭に対し幼児教育の認識と理念をたかめ、たとえ、両親の間違つた要求があつても拒否しているからであります。

たとえ、公立といえども両親の意見に左右され、教育の本来性に

欠くることがないとは、いい切ることは困難であります。

私幼があえて問題視することは、どうもなく、問題にするにたるものではないと思うのです。かりに一部にその非を認めるとも、私自らの手で、反省自覚し解決すべきことからであるからです。

審議会として、最も力を入れて、慎重に、かつ進歩的な立場で研究されるべき、幼稚園における今後の日本の幼児教育の根本的方向や、現代に適応する教育内容の領域については、残念ながら誠に稀薄な答申であつて、現代社会の幼児の分析もなされずに、教材等調査委員会にその責を転化されている感を深くしたのは、私一人ではないのであります。

一歩退いて、全国的な幼児教育の混亂をさけ、無難な答申とするならば、誠に消極的で、時代と共に進歩し変化しつつある社会状勢や、幼児の変化に目をそらせて、今後の幼児教育に対する積極的見解の欠如と見られるのであります。これでは、おそらく教育要領の改訂にも多くの期待を持つことはできないと思つております。

かかる問題は、公正な立場で広く専門のグループ構成のもとで、論をつくし少數な進歩的意見をも十分討議されることのできる研究機関をもつて追究されるように望まれます。

また、我が国の幼児教育の規準として、適用されるべきものでありますから、根本方針として、適応性のあるもので、あまり細部に

わたっては拘束性のないことによつて、教育の自主性を高め、進歩成長を計るものでなければならないと思ひます。

幼児教育の方向は一つであつても、その方法、手順は、各教師によつても、各園によつても、地域の差、公私立、保育所によつても、異なつてこそ、その目的が達せられるものであるからです。いたずらに、画一化し、統制することは、幼児教育の進歩をさまたげるものであると信じます。

さて、結論として、私の本題である今後の進展に何をのぞむか、については、これまでいささか批判的に述べてきた幾多のことは、とりもなおさず、日本の幼児教育が大きな立場にたち、互いの立場を理解し認め合つて、今後の幼児教育を研究し、より良き教育が、日本の幼児の上に眞の幸福をもたらし、日本の将来に輝やかしい希望が持てるようになることを期待し、念願することに他ならないのあります。

公正なる文教政策のもとで、保育所、公私立の幼児教育が一つとなり、文部、厚生の深い連けいによつて、保育所も幼児教育の面で一元化するならば、二十八%は、たちまちにして、六〇%を一廻り、公立の今後の適正なる配置設置によつて、一〇〇%の幼児教育が達せられるのは、さしたる困難ではなくなるのではないかと考え

られるのです。

ただここで、わすれてはならない幼児教育者の養成こそ、目下の急務であり、資質の向上こそ、幼児教育の成果を左右するものであることと、多くの問題解決の鍵であることを、社会一般が認識されることをのぞみます。

そして、最後に私幼の一人として、我が国の私立幼稚園は、これまで、社会的にも国家からも援助なく、世界にまれな、自主独立の精神によつて、今日の日本の幼児教育を確立して来た誇りと、その強さを確認し、更に自覚と反省をもつて明日の幼児教育に進みたいとのぞんでいます。

このせまい日本で、ただ一つの幼児教育すら、多くの問題をはらみ、はてしない自己主張の姿を解消し、堂々と、教育主張を展開し、強靭なる肉体と精神をきたえ、情緒的調和のある人格を創り、社会的能力をそなえた日本の国民養成をめざして、幼児教育の追求をのぞみ、理想は必ず実現するという確信のもとに、私は、願いと希望をこめてこの一文を終ります。

(ゆかり文化幼稚園長)

*

*

*

幼稚園教育課程の改善についての期待

大 西 憲 明

(一)

幼稚園教育課程の改善について教育課程審議会が文相に答申された意見は、若干の議論を、おおくの保育現場のひとのあいだにひきおこし、ときには不安や動搖をあたえていることも事実であろう。

ここに示されたもののうち、幼稚園教育の意義としてとりあげられた文面は、ごくあたりまえのことであって、幼児期は人間の第一次の充実期であり、しかもその成長のおよその方向が定まる時期であるから、この機会を失せずに教育することで、その後の教育の効果を著しく高めることができるというのは当然のことであろう。この意味で幼稚園の充実と普及をはかり、適切な環境のもとに、幼児を明るくすこやかに育てあげ、将来の日本にならにたる国民の育成をするという大きな課題にこたえるというねらい

いも、正しいであろう。

しかも、教育基本法および学校教育法に示された目的、目標を達成するにしても、幼児の成長に応じて、かつ、その生活経験に即して総合的な指導をおこなって、ここに望ましい人間を形成するための基礎をつちかうところの独自性をもつてきているが、このために教育内容を刷新充実しようというのも、これにつづいて出される幼稚園教育要領改正の方向づけをしているわけで、だれでも、とくにこれには異見をさしはさむわけにはいかない。

ただ、だれもがいうように、ここでいう望ましい人間像とはどういう内容をもっているのか、この概念規定があいかわらずむずかしい。このための基礎を固がつちかうといつても、理想像に向かって成長させるであろう大学、高校、中学、小学の各校のそれからの発達・形成の段階をもとにした実践的想像像がそれぞれに

はつきりされておらなければ、それがたとえ基礎づけであつても、やはり発達・形成というおおきな有機的連関性のうちに考えられ設定されなければならない幼児の理想像が、抽象化されたものになる危険がある。

この点は、新しく設定される幼稚園教育要領の中にはうちだされてくるとは思われるが、これが明確にされていないと、改善の方向として理由づけられた根拠があいまいになろう。

さらに、幼稚園教育は、その特質を發揮しながら教育の一貫した目標のもとにいたまられる必要があるから、小学校教育の準備として知識や技能を習得させることに偏しないで、将来、物事を深く考え、実行力のあるたくましい人間にまで成長するように配慮されなければならないとしている。そして基本的生活習慣を身につけさせ、ゆたかな情操を養い、健康で安全な生活ができるようになりし、人間尊重の精神にもとづく道徳性の芽生えを伸ばさせ、激しい社会的進展の中でも個性を十分に伸ばすようなくましく生きる力を養うことを強調しているが、このことがらにもなんら問題はない。

ただ、ここでいえることは、教育内容の刷新改善をはかるといふよりも、むしろ幼児期の教育が大切だから、全国的にこれを普及させ、そのための七年計画をも配慮されていることがあって、従来の幼児教育とその教育目的や内容が、全面的に改められなければならないとするのではなかろう。

つまり、親たちが子どもの早熟を喜ぶのに対し、幼児期自身の充実こそ重要なことを理解してもらうとか、また物事を深く考へないで実践に移す近頃の青少年の傾向をうれい、同時に知識偏重よりも実行することのたくましさを要望し、かつ情操のゆたかさをその中に求め、そこから道徳性を正しく伸ばすことを目的としているであろうことは、今までの教育内容の中にも、その表現は多少ことなっても、意図されていたのにちがいない。そこでとくに新しい教育課程の改善として正式に強調されてきたのは、日常生活での基本的習慣を身につけることから道徳性の芽生えをやしなうよりも、むしろゆたかな情操のつちかいと結びつけ、しかも社会生活における人間尊重の精神にもとづく道徳性の基礎を強く試みようとしていることであろう。すなわち、基本的生活習慣づけと社会的態度をそぞろて、そこに個人化と社会化をはかるという行動様式の型づけだけではなく、その内面の世界を重視し、情緒のみならず、価値感情としての情操をもゆたかにし、他律的、権威主義的な道徳ではなく、自律的な道徳にまで発展させるような基礎的誘導をしようとする点であろう。

このことは、教育内容をきめるためにもきわめて重要であるが、その指導法も、よりむずかしい。これを教育要領でどう展開させるかは、大いに考へねばならない問題である。

さらに、改善のねらいは、従来の教育要領に示された目的であ

り内容であるところの六領域（健康、社会、自然、言語、音楽り

ズム、絵画製作）についておうおう学校における教科別のよう考えにおちいりがちな点を指摘し、これらはたがいに有機的連関性のあるものとしてとりいれ、その指導は総合的なされなければならないことを強調している。これも当然なことであって、各領域は教育目標に即して分けられていても、幼児期の未分化的全体性が前提とされるかぎりでは、そこに総合的な指導が要求されるからである。

また改善のねらいに、幼稚園教育が抽象的な理論では一向に進展しないので、こきるだけ実際にどう指導しなければならないかという留意点をも具体的に示し、こういう具体的で実践的な方向づけや配慮によってこそ、能率的で効果的な教育にしようとしているが、これも、大切なことであるのはいうまでもない。

幼児教育の現場では、一般的で抽象的な理論や常識論が先走りしやすいし、その反対に、きわめて特殊な部分的指導法や十分に学問的に検討されていないあつかいかた、または特定の条件をもつた成功例が無批判に現場にとりいれられる傾向がある。したがつて、新しい教育要領では、この点が批判されて、進歩する科学的知見にもとづいた指導技術が、より多く提示されなければならぬことであろう。こういうことも抽象的にはたやすく表現できるが、十分に自信をもって、能率的で効果的な指導はどんなものかに答えるようなものとしてとりあげるには、まだ今日の現状で

は、研究を重ねねばならない問題があまりにも多い。

しかも文部省からあたえられる教育要領を金科玉条としてそのまま全面的にうけいれやすい現場に対しても、もつと現場のひどが自から考え、自から実証し、進んで批判することができるような課題を提供し、その解決の手続きのしかたまでも明示しているような指導書を、新しい教育要領に付加することも、一面では大切ではなかろうか。なお家庭教育がとりあげられ、これの意義や園との連絡性が強調されることも、改善のねらいとしては得たものであろう。

(3)

かつて保育要領が幼稚園教育要領に改正されたときは、保育要領が教育する場合の基準を示すというよりも、指導書とか手引書的な内容を中心とした実際的なものであったので、これを改めようとしたのであった。さらに教育目標を具体化して教育内容との関連をあきらかにし、指導計画がそこからたてられやすいものにして、小学校とも内容的に一貫性をもたせ、とくに生活指導を中心としたものにしようとしていた。このかぎりでは見事な改正ぶりであった。これをさらに今回改正しようとするのはすでに述べたように、幼稚園教育の現状からみて、早期からの知識や技能の偏重を避け、幼児の心身の著しい生長変化に即応し、幼児に求められる想像像（豊かな情操、健康安全、道徳性の芽生え、物事を深く考える傾向、たくましい実行力など）を改めるという必要性にも

とづいたためでもある。

この改善の意図は、既に論じたどおり、多くのひとが意を示すのにちがいない。したがって、わたくしも、すべての面において当を得たものとして賛成し、ただ、こういう意図が十分に生かされるには、その内容をどうとりあげるのがよいか、という問題点のみを指示してきたのにすぎない。

実際、幼児の心身の加速的成熟という事実が認められるにしても、それが表面的にみられるもののみか、その機能面か、人格全体にわたるものか、あるいは特殊な面のみであるのかは、必ずしも明らかにされていないし、知識偏重などいっても、進歩する社会から必要とされる知識は、幼児の理解度とその将来との連関からみて、どの範囲と程度のものであり、これがどういう点で度を過ぎているために偏重になっているのか、ということも必ずしも早急には判断されないものがある。

またたくましく生きる力を養うために、物事を深く考え、実行力をもたすといつても、深く考えることは、幼児の人格構造や機能、とくに思考活動からみてどのような姿であればよいのか、また実行力もこの批判性や計画性がなければ、たんなる遂行活動になってしまふが、幼児の場合にはそれがどういうものであればよいか、これもはつきりしたものではない。

同様に、ゆたかな情操を養うといつても、幼児の人格における情操、つまりいわゆる情緒ではなく、自我感情とか社会感情、芸術や宗教や道徳という価値感情をどう考えて、これをどういう面からどの程度にまで養えよいか、ということも、やはり論議の多いことである。道徳性についても同じことがいえよう。それだけに、これらを実際的な指導の場にどう展開すればよいか、もつと基本的にはその教育計画をはつきりと立てるには、その発達や変容過程をどうとらえていけばよいか、が明示されなければ、教育現場のひとの間に意見のくいちがいがでてくるであろう。これらことは、抽象的に表現するのは容易であるが、既に述べたように具体性をもたらすにはむずかしいものであるのにちがいない。

ともかく、幼稚園教育課程の基準を明確に公示し、幼稚園教育の水準向上をはかるように答申されているが、ここでいう基準は、くりかえして述べたように、その設定が困難なものである。もちろん、この仕事が学的、実際的に検討されなければ、せっかく改正しようとする意図があつても、その実際化はあいまいになるおそれがある。いずれにせよ、今回の改正も意図するところはよく理解されるが、その強調されている面をどう具体化するかに苦心されているであろう責任者の、広く深い検討を切望するのはわたしひとりではなかろう。

今度の改訂案は期待されていた通りであり、こまかに配意が施されているので、案そのものには問題がない。ただ、部分的には考慮すべきことが抽象的に表現されているので、これの指導書いかんが、この案の真の価値を左右するであろう。

(大阪市立大学)

幼稚園教育要領の改訂案をみて

—自然の領域を中心にして—

神 沢 良 輔

(I) はじめに

教育要領が改訂されるという話を聞いたとき、誰でも考へることであろうが、それがどのようなものであれ、現場の教師にとってよく理解され、納得されるものであり、内容が充実しよく整理され、使いやすいものであつてほしいということである。

というのは、現行の教育要領についてのいろいろな疑問を、多くの人々がもつてているということからくるのかも知れない。もちろん筆者としても、いろいろの問題をもつてていることには変りはない。

その一例として、教育内容についてみると、これまでには“望ましい経験”ということばで、平板的に幼児の活動やら経験が並べられていたのが、改訂案ではそれが“ねらい”ということばになり、それぞれの経験のもつ教育的なねらいがはつきりし、また、それぞれの事項についての指導の留意点がかれでいることもあいまって、いっそう教育の内容がはつきりしてきただといつてよいであろう。この点については、幼稚園教育も、一步前進したとい

さて、教育要領の改訂案を手にしてみて、これらの問題がある程度——ある程度ということばを使うのは、教育要領というもの

うことがはつきり認められよう。

(II) 改訂教育要領に望んでいたもの

——現行教育要領についての問題点——

そこで、はじめに、現行教育要領についてのこれまでの筆者のもつている疑問点を簡単に列挙してみることは、改訂案を見る上での何らかの参考になると思われる所以、以下に記したい。なお改訂案については、その中から“自然”領域をとりあげ別項でみていくたいと思う。なお、ここでは、教育の内容に限ってみていくことにしたい。

(1) 健康の領域においては、基本的な習慣を中心とする消極的な面における健康については、相当な紙数がさかれていているのに反して、積極的な健康、即ち、あそびや運動についての内容が不十分ではなかつたかということである。これは、幼児の発育促進現象によって、体位の向上は認められるけれども、それに比例して、体力の向上が必ずしも認められないという現状からみても、積極的な健康面をもつと重視する必要があると思うのである。

(2) 社会の領域においては、“自分でできることは自分でする”“仕事をする”“きまりを守る”“物を大切に使う”など、個人の適応に関することや、いわゆる“しつけ”的の面に重点がおかれて、幼稚園という教育機関のもつとも大きな特性である、

幼児集団といふものからくる教育内容が、もつとあってよいのではないかと思う。即ち幼稚園に幼児がいるということは、このような幼児集団の中で幼児が生活し学習しているにもかかわらず、幼児の集団との接触における行動の質的変化や、幼児集団そのもののもつ質的变化というものからくる望ましい経験については、平板的なものよりもべられていないかった。これらのことについては、保育年限や幼児の環境条件の差異などから、教育要領の中でもとりあげることは非常に困難ではあるかも知れないが、もつと積極的に、はつきりとるべきであろう。

(3) 自然の領域についてはあとでのべるので省略する。

(4) 言語の領域では、“話をする”“話を聞く”という基本的な活動が中心になっていることについては問題はないが、そこで使われる言語に関しては、経験する場面が中心となり、幼児の聞いたり話したりする言語の内容や認識についてはあまりのべられていないなかつた。この点について、教育要領でのべることは困難であろうが、ふれていく必要がある。すくなくともそれは、言語にとってもつとも根本的なものであると考えられるからである。

つぎに言語で問題になるのは、幼児の文字の“よみ”“かき”のレティネスの問題である。幼児のレティネスからみて、ひらがなの、よみ・かきは、五才児ではある程度できるということが認められているからである。けれども、小学校でしているような方

法で、よみ・かきを指導していくことは必ずしもよいとは限らないであろう。むしろ、そのための前段階としての望ましい指導の内容を明示しておく必要がある。

また、この領域には、領域内の問題がある。即ち、数量に関するものが、日常用語を使うという項目の中に含まれて、この領域に入れられているが、むしろ、これは、六領域の性質からみて、"自然"の領域に入れた方が自然であるということがいえる。

(5) 音楽リズム・絵画製作に関しては、記述されている望ましい経験そのものが、幼児の活動の行動分析のようにも思われ、おさえどころがなく、そのためかえって問題を感じなかつたようであるけれど、その内容はなんとなく雑然とした感じであり、教育の視点や内容の視点をはつきりさせて記述し整理しておく必要がある。もう少しこそいえば、幼児の感覚や感情の分化や発達をどのような面からとらえ、どのような指導原理によっているのかということをはつきりさせすべきである。

(III) 改訂案の自然の領域をみて

さて、これまでには、現行の教育要領の幼稚園教育の内容をみて、また、それによる実際の幼児の指導をみて、このような点が改訂要領では少しでも満足できるように解決されるならばという

ことを念願してのべてきた。もちろん、前述のことは、筆者の私見にすぎないので、いろいろの問題はある。

そこで、紙面の都合上、筆者の念願の比較的よく実現されていきたいと思う領域の中から、"自然"の領域をとりだして以下にみたいと思う。

(1) 現行教育要領における問題点

自然の領域については、現行のものは、他の領域に比してもつとも問題が多かったたよに思う。

即ち、近来の科学技術の著しい進歩にともない、生産や消費の変化ということが、幼児の生活——環境といつてもよいであろうが——を著しく変化させ、幼児の興味やあそびが、飼育・栽培を中心とする生物的なものから、いわゆる科学的なものへと変化してきた。また、そのようなあそびを支えていた科学的なもののみかた——科学的な認識といつてもよいであろうが——も当然変化してきたであろうし、その質も向上してきているであろう。このことを別の角度からみると、新しい高度な科学技術の世界に適応していくための幼児のもつてゐる可塑性・創造性・可能性というものとしてとらえられてもよいであろう。

だから、このような問題を解決するためには、自然の領域においても、その内容において、当然、飼育栽培を中心とするものか

ら——現行の教育要領では必ずしもそうなっていないが、實際には飼育・栽培が中心になつてゐるようと思われる——科学的なあそびを中心とするものへと変化していくかなくてはならないと考えられるのである。

自然にはもう一つ、領域間の問題がある。言語の領域のところでものべたように、数量関係の大部が言語の領域の中に含まれているが、数と量を分離して考へることが困難なよう、数量関係を領域に分離することも困難である。だから一つの領域にまとめるどすれば、自然の領域に入れるのがいちばん自然であろう。

(2) 改訂案をみて

さて、これらのことを考えながら改訂案をみていくと、現行のものと比して著しく變つてゐることに気づく。以下にその重要なものについてみていく。

(i) 自然の内容のポイントがはつきりしたこと

自然の内容が、自然の事象を対象にしていることはいうまでもないが、これを三つの側面から把えようとしている。しかも、その側面がとてもすつきりしている。即ち、第一の側面では、自然の事象に對して親しみをもち、それを愛護するということ——これまで、この領域の活動の中心になつてゐる飼育・栽培を含めて——。第二の側面は、自然の事象に對して、幼児がどのように学

習をしていくかということ、また、實際にどのような内容を學習するかということ、そして學習の質はどの程度かということ。第三の側面としては、自然の事象に適応するための技能ということがのべられている。

この三つの側面は、幼児が自然の事象にとりくむときに、どうしても経験しなければならぬもつとも必要なものであり、このような形でまとめられたことは、これから自然の指導の柱を考えるときに、とても役立つであろう。そして、現行のものよりは手段と進歩したことを認めざるをえない。

(ii) 自然の教育内容が拡大したこと

これまで、生物的なものや天体など、自然の変化をみるとが中心になつていていたが、改訂案では、内容が非常に充実して、自然の事象のほとんどが含まれるようになっている。とくに、あそびや日常生活の中にでてくる物理的な事象がとりあげられていることは、非常に大切なことであり、幼児の科学的なあそびを通して實現されねばならない諸問題が提示されているといつてよい。

(iii) 自然の事象に対する幼児の主体的な活動がとり入れられたこと

現行のものは、前項のこととも関係するが、自然の事象についての変化に気づくということばがよくみられ、自然の事象に對して、幼児が主体的に働きかけることによつて、その事象のもつ

ている科学的な事実を認識するということについては、あまり考えられてはいなかった。しかし、実際には、幼児の自然の事象に対して正しく認識しようとする態度は、科学的なあそびを通してはつきり認めることができる。このようなことがはつきり示されたことは誠に喜ばしいことである。

(iv) 自然の事象に対する幼児の創意や、事実に対する考察力や理解力を養うことが考えられていること

前項でみた、幼児の活動を、活動の過程を中心にしてみていくと、そこでは、当然、くふうすることや、考えることや、理解するという大切な活動を幼児はしたことになる。このことは、幼児の活動の質そのものを高めしたことになるであろうし、科学性のめばえを培うことにもなる。このようなことが大きくクローズアップされてきたことは、自然の指導の本質面を、そうとう大きく変化させたことになるのではなかろうか。

(v) 日常生活に適応するために必要な技能をとりあげていること

幼児をとりまく環境は、科学技術の進歩とともにあって著しく変化し、幼児はその中で常に新しいものに対しても、すさまじい興味を示していると同時に、いろいろな環境に対しても適応している。例えば、保育室においてあるテレビについての科学的な原理はわからなくても、幼児はテレビを自由に操作して楽しんでいるので

ある。このような器械を操作しようとする強い要求や関心は十分に育ててやる必要があろう。このような面がはつきりとりあげられたことは、当然ではあるが望ましいことである。

(vi) 数量関係を一つの領域にまとめ、幼児の算数レディネスを考えていること

これまでのべてきたこととすこし離れるが、数量関係が自然の領域にまとめられ、それについてのレディネスが相当に考えられていることは、この面での大きな進歩である。

とくに数については、具体的な事物との対応により指導することや、数詞を多く覚えさせることの無駄なことがはつきり打ち出されたのは望ましいことである。

× × ×

以上、改訂案の中から、自然の領域を中心にしていろいろのこと

てきたが、すこし欲が深すぎて、具体例がのべられず抽象的になりすぎて焦点がぼけてしまったようである。しかし、ここで述べたことは、今後の研究やら実践をまつて、もっとたしかめねばならないであろう。

幼稚園教育要領と保育所

秋田美子

教育要領の改訂について考えたことを書くようにとの編輯部からの要請が何故、私のところにきたのかと一応考えてみました。
「保育所でも幼稚園年齢に該当するものには幼稚園と同様の教育を行なう」という、厚生省と文部省との共同通達が、幼稚園と保育所との調整をどのように国では考へておられるかの意志表示の一部として出されたことによるのかも知れないと思つてみました。

或いはまた、私が少々批判的、悪くいえば物を素直にとらずに、とみこみをするくせがあるので、一人位そうした人間、特に正統派でない保育所側から書かせるのも良いと思われたのではなかとも考へてみました。いずれにせよ、幼稚園の系統でないものが、三年もかかって作り上げられたものを、自分は何の苦労もしないでとやかくいふことは、かなり面の皮の厚くなつた私でも困難なことです。

その上、この薄い小冊子にまとめ上げられるまでに集められた

資料、それにもまして長い歳月の間に幾度となく繰り展げられた多方々の真摯な意見の交換、助言などを想像してみますと、冊子の行間にかくされたたくさんのものを感じてしまうととやかくいう勇気もくじけてしまいそうです。さりとて、總て結構です、ごもつともですというのでは、無責任な人間ということになりかねないので、止むをえず思いついたことを述べさせていただきま

す。

それにしても小冊子を手に入れて僅か二、三日でこれを書いておりますので不勉強のそりは免かれないのでしょうが、これは期日を責められた結果ですから、私の個人的責任ではないといえましよう。先ず昭和三十一年に出されたものに比べますと、幼稚園の関係者の方々からもかねて仄聞しておりますように画期的な改訂ではないことがわかりました。

私個人としても、幼児そのものが驚異的な変化のない場合、教

育の方針がむやみに変ることは考えられないし、國の政治に革新的な変化のない場合も同様たと思つていましたから、その点はい

わば当然のことだと肯定することができました。それにしても、現代的な人づくりの余波というか、影響というか、幼児期の重要性が必ずしも正しい形でばかり採り上げられていない時期にこの改訂要領が出されたことは非常にタイミングが良かったと思います。

新聞その他のマスコミの中で報道されていることも、これまた必ずしも正確なものではなかったようなので、なるべく早く具体的なものを示して欲しいと希望っていたのは私だけではないと思うのです。さてこの改訂要領を拝見して何よりも感じましたことは、第一章の総則でした。学校教育法第七八条で示されている五つの項目にうたわれている幼稚園の教育目標を達成するための基本方針でした。

(1) 項から(1)項までの中に表現されているものを縦にとおつて、いる精神は、幼児期の特質をふまえた上でなきねばならぬことを、基本的なものから生活領域的な面に入り、更に地域差、個人差の問題から、家族とのつながりにおよぶものまで、できるだけ明確に示そうとされていた点です。

これは以前の教育要領の第一章の中で表現されているものとは本質的に変わっているとは思いませんが、少なくとも目標をボツと出されてあつた元のものに比して、目標達成のための基本方針をうち出されたことは、幼稚園教育を理解するために非常に役立

ちました。

教育課程の編成の中に示されているものは、カリキュラム編成、年間教育日数、一日の教育時間についても、幼児の心身発達の程度、地域差による特殊事情を除き、かくあることが正しいとの基準をはつきりと打ち出されていて、これも責任のある態度として共感をもらいました。

ただここで多少、心にひっかかるることは、総ての面で教育といふ用語が使われ、教育日数、教育時間とされ、学校教育法により学校教育体系に入った幼稚園とはいながら、保育という適切な用語を、児童福祉法で使用しているために、これに対して劃然とした区別をしなければならないとの意図によるようにも考えられて、なにか不自然な気がしないでもありません。

もちろんこれが、単なる臆測にすぎないと一蹴されればそれまでですが、何かせつかくの適切な用語を、しかも歴史的には幼稚園の中にこそ生きてきたこのことばを全く放棄されたことについては、多少とも奇異の感をもつわけです。

私個人としては、福祉法の中で誤まって使用されている面もあるこの用語を、断固守って下さって、幼稚園と保育所の年齢の児童に共に使用できることばとして残しておいて欲しいと思いました。このことは学校教育の体系にあっても、幼児期の特殊性を明快に表わすものとして保育ということばを用い、学校教育とは違ったものであることをはつきりさせていただけたらと考えました。

次に教育内容については、小学校における各教科とはその性格を異なるということを明示されていて、小学校の教育課程との関連を考慮して云々ということが随所にみられた以前のものでは大分立場が違っているように思えます。いわば幼稚園と小学校との関連を強く主張されていた傾向のある教育要領が逆効果として、小学校教育に近いものに幼稚園の教育内容を高度のものにして勝ちであったことへの反省であるのかしらとも思ってみました。私たち保育所のものとして幼児教育を真正面から論ずる自由はあっても、資格は幼稚園の方と同様な形ではないかも知れません。しかし幼稚園を経て小学校に入学する子どもと同様に、保育所を経て小学校に入学する子どもの数も少なくありません。こう考える時、私たちそして幼児教育者としての立場で子どもに対する面のあることはこれは当然の責任ではないでしょうか。ただ私たちには国として教育方針や教育内容を幼稚園に課するようにならざるを得ませんでした。児童福祉施設の最低基準令の中でも僅かに触れてはいますが、決して充分な指示や指導ではありませんでした。

そのために、保育所の保育方針や保育内容は幼稚園の教育要領の中で自分たちに必要なもので自分たちにもできる可能性のあるものをそれぞれに利用させてもらつた場合が多かつたことも事実です。ただ反面、学校教育のわくの中に入っていないことからまた、対象児とその保護者との関係から、入学への準備教育的な面は余りありませんでした。

六領域の考えたも既にいろいろの点で問題になつていたと思われるのは、また今回もそのままにわけられたことは、改訂という立場をもつたものとしては、いささか疑問が残りました。児童の特長とそれにふさわしい生活や経済という点から、やはり現状維持がむりがないというところに落ちついたのかも知れませんが、何か物足りないような感がないではありません。指導事項としては特に目新しいものはありませんが項目の系列が整理されたこと、項目の立てかたの基準がバランスをとつて表現されていることが目立ちました。

とはいっても、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけるという項目をはつきり設定して、ただ単にけがをしないようにするという消極的な項目を積極的なものに替えられていくことなどは、社会生活の反映として当然のことだろうと思いますし、一つの改正の特長とも言えましょう。

道徳性の芽ばえをつちかうということばを使ってありますが、これは以前のものと内容的にはさして変りはないが、教師、父母、兄姉など目上の人に対する敬愛の態度、関係者に対する感謝の念のかんようということも強調されていることに目を留める必要があると感じました。

項目として父母や先生などの言いつけをすなおにきくということなどが挙げられていますがこれは一見、自然のことのように思えますが、反面、おとないうことは何でもハイという態度でうけどうようにさせる、即ち押しつけ的な傾向を伴なう危険を感じま

す。

現在の道徳に関する若い人たちの背反的行為がおとなに対する不信と将来の生活に対する大きな不安感と更には未完成な社会人としての自己に対する自信のなさなどが、からまり合って起こつていることの多い時代には、幼児よりもむしろおとの側で正しい言いつけを子どもに対して課しうるだけの指導権の確立が必要のようと考えました。

国旗にしたしむこと即ち日本国民としての自覚とほこりをもたせるための教育内容をということですが、この点もおとの側に表面的、形式的なものではない国民意識が日常生活を通じて働いていない限り、余り意味がないように思われます。

私たちおとなに対して敬愛と信頼感を抱き、自分の成長過程で他人の人からうける有形、無形の親切に対して感謝の念をもつようになることは誠に望ましいことですが、日常の幼児をとりまく社会の中でそうでないものがありにも強く、かつはんらんしている中で幼稚園という世界の中だけでこれを育てることはかなり至難なことだと思われます。

このたび、幼・小・中・高を通じて歴史や道徳を重視する学校教育の新しい歩みが一貫性のあるものとして始められようとしているのですが、これが過去のように表面的なものであつたり、おとの勝手さがまかり通つたりするような傾向を産み出さぬよう、とくと戒め、これが受けとるべきだと思うと共に、日本の指導者層の方々が各方面をもうらして先ず子どもに恥じぬ行為を

していくことを自らにちかつて欲しい気がします。

民主的な国家として子どもを育成するためには先ずひとりひとりの子どもの家庭がこうした点に責任をもち、それを集団をどうして、より確かなものにしていく働きを幼稚園に求めることは当然ですが、先ず家庭教育の指針として打ち出して欲しいことです。

その他の領域については、ざっと目をとおしてみましたが特にとり立てて問題になる点はありませんが、自然の中の数量や图形などについて云々のところに文字のことが触れてないのは何故でしょうか。これは言語のところにもないようでしたが、(6)の項目がそれにあたるのでしょうか。

四日前に改訂要領を戴いて慌てて旧いものと照合して、書いたこの文です。かなり的はずれ、近視眼的偏見、誤解もあったことに思いますが、〆切りの時間が迫つていたこと故、関係者の方に先ずおわびしておきます。

長い間にわたつて再検討され、審議され、立案されましたことは子どもの万全な成長発達を希つての大切なお仕事であること、御苦労の多い難かしいお仕事であることは十分に解つた上での勝手な言い分に御立腹ないようお願いします。

いずれ三才以上の対象年齢の子どもには厚生省としてもこれを準用するという國の方針の出ました現在では、今後時間をかけて勉強した上改めて御指導をうけたいと念じております。

教育手段と教育効果の関係

—幼稚園教育要領改訂案をみて—

平岡 節

教育要領の改訂に際して意見を、と依頼をうけたが、改訂案入手から原稿〆切りまで僅か四日間。それに、諸先輩の長期にわたる御研究に対し、意見などともおこがましい次第である。先生方の御批判を願いつつ筆をすすめることにする。

そこで、改訂案に関連をもたせながら、幼児教育の一般的な方法論に主体をおき、平素考へてのことと少しばかり述べさせていただくことにする。それは改訂案の運用・活用に多少関係があると思われるから。

教育の目的は教育内容を規定し、教育方法・教材、あるいは日々の教育の形式は目的達成の基本的手段を構成するものであるう。

教育内容は子どもに習得させようとする知識や諸能力の内容に

かかわり、その内容と手段によって所期の目的を達成することができる。

ところが、全人格の育成に関係する教育課題は多様であり、その内容が子どもの発達にとってどういう意義をもつかを考えることは重要なことである。そのあるものは、特定の課程あるいは領域によって達成され、他のあるものは全教育過程の手段を通して達成される。

また特定の課程といえども全教育課程の実施のなかで補強されていく。したがって、手段はある特定の領域に関係する特殊性を必要とする。一方、幼児期の心性の特殊性と教育学上の一般的な法論を統一した幼児教育の一般的手段がある。

先きの領域に関する特殊な手段と幼児期の一般的教育手段が科学的によく統一されているとき、教育効果は大きい。つまり、教

育方法とか形式は、それ自体子どもに作用し、生活能力（基本方針②、⑥など）や知識・能力を習得する学習能力（同上③、④、⑤など）に関係してくる。これらの諸能力は小学校教育との関連性において重要な課題であろう。

ここで、態度と能力はある点で関係はあるが、全く同一視することはできないことをことわっておきたい。あらゆる領域にわたる指導において、問題意識・課題意識をもたせ、その自主的解決の筋道を与える手段が施されるとき、注意力・集中力・コトハによる理解力・思想の表現力・さらに行動に組織性をもたせることができ。これらの諸能力が生活能力・学習能力に関係するので、態度は能力によって裏づけられていなければならぬと考える。

今かりに、目的か紙面にどんなに立派にかかげられていたとしても、方法・形式をあやまれば、結果＝教育効果は目的からそれたところに落ち行く。また、子どもが園生活をよろこんで過ごすよう環境がととのえられ、教材・形式が考慮されたとしても、その経験を通じて子どもは何を得しつつあるか、子どもに何を学ばせようとしているのか、その目標がもし教育者に明確に把握されていなければ、教育効果は充分期待することはできない。

経験は現象的内容であり、目標は内面的内容にかかわる問題である。現象的内容は内面性をある程度は規定するが、現象性＝内

面性となるとは限らない。そこに手段の役割がある。経験は同一であっても、その整理の仕方によって学習される内容は異なる。そこに個人的差異があらわれ、指導の仕方が関係する。

何を学ばせ、習得させようとすると、環境の設定方法・選択される教材とそれを用いての指導方法は異なってこなけばならない。例えば、一つの歌を歌わせ、一つの曲に合わせて歩かせたとする。歌うこと・歩くことは現象的内容（経験）であるが、みんな一緒に歌う・一緒に歩くことを目標にするか、あるいは四拍子を学ばせることを目標にするかによって歌・曲の選択は異なる。「指導のねらいを具体的に明確にし……」（P・16）はこのことを示すものと思われる。目標の相異は教材の選択ばかりでなく指導方法も当然ちがつてこなければならない。

四拍子を感じとらせるなどを目標にするときは、アクセントをどれ程よく感じとっているかを先ず教師はみていく。その程度により子どもに感じさせる手段を考えねばならない。（予め予測したことと現実の子どもの状態をにらみ合わせて実践する）その方法は多様であろう。さらにその時の子どもの生活経験・興味の内容によつては歌詞・曲の表現する気分などが選択の条件に加わり、演奏もちがつてこよう。つまり、目的（目標）と手段（方法・教材・形式）は密着していかなければならない。それは、子どもの実力その他に対応し、その水準を高めることが考えられなければならない。

らないことはいうまでもない。

基本方針に示された十カ条は、これらの目的と方法・形式を総合的に述べたものと思われる。したがって、この総合的に述べられた方針と第二章に示す具体的な教育内容及び第三章の指導とその計画作製上の留意点を、心理学・教育学の立場から各自が分析し、ある統一した原則を見出し、手段を科学化していくかなければならぬと思う。このように科学化された手段によって各領域間に「相互に有機的な関連」(P·3)が成立し目的が達成されると考える。目的・手段が現象的、皮相的にしか押さえられず、目的・手段がくいちがっているときは「有機的関連」の有効な効果は期待できない。

×

×

×

次いで「生活経験に即し、適当な環境を与える」(P·1)ることについて考えてみよう。

これは学校教育法にも示され、改訂案の第2、3章の全面に示された教育の方法を代表するものであろう。

「生活経験に即し」とは、子どもの要求・子どもの現状を大切に、そこを教育の拠点とする考え方につらなると思われる。ところが、「適当な環境を与える」場合は二つの立場があると思う。その一つは、子どもが経験しつつあること・経験したことを通して、学習しつつある知識・能力をより定着させ、ある場合に

はより発展させることを意図して「適当な環境を与える」ことをする。この立場も子どもの要求を大切にする考え方方に立つものである。ところが、子どもの要求のみをよりどころとしたのでは、経験内容の範囲は狭く、内面的内容が偏るばかりでなく、その経験から引き出す知識・能力は充分系統化できない。系統化されない学習内容は、その過程において無駄が多く発達をよりよく促進させることは困難である。つまり、子どもの経験を環境についての知識・能力の習得に結びつけるとともに、その知識・能力と連続した高い水準に関係のある経験を与えなければならない。同時に意図的に新しい知識・能力を開拓するような経験を与えなければならない。このような立場から「適当な環境を与える」ことは、教育者の要求を子どもの要求によく転化する手段となる。つまり、子どもは与えられた環境のなかで新しい経験をすることによって「経験に即し」、教育者は自己の教育要求(目標)を達成するよう指導する。

この二つの立場がよく調節された教育とは、子どもの要求と教育者の要求がよく合ったところに実際の子どもの生活があり、そこから子どもは知識・能力を順序よく身につけていくよう仕組まれたものとなる。

第二章に示された各領域の各項目は、どのような知識・能力の本質に結びつくか、またその順序を考えなければならない。その

上で、各項目を個々の事情に照合し、何が現在の子どもの要求であり、何れを教育者の要求とすべきかを分析してからなければならない。

教育は子どもの諸組織体を開発し、発達を促進させ方向づけるための組織的な活動であると考える。この意味で、子どもの生活経験を大切にする一方、何を学ばせるか目標をたて意図的に経験を与える、さらにその経験から目標となる知識・能力を子どもが習得するような指導の科学性＝経験の意識化がのぞまれる。「話し合いでよい」(P.19)はその一方法であろう。

遊びは子どもの生活経験である。

ここに遊びが教育手段として位置づけられる。遊びから教育目標を設定する一方、教育者のたてた目標に従つて展開される各領域の内容は子どもに遊びの内容を与え豊かにしていくよう組織立てたいものである。

現場の一般的傾向には「経験を与えればよい」(経験の意識化は不充分でありそれは子どもの個人的能力にまかされる)という考え方方が強調されているか、逆に知識の内容が生のまま与えられている(子どもの心性の軽視)と思われる。後者の場合は別とし、経験主義を全面的に否定するのではなく、より積極的な教育意图のもとに知識・能力の習得の機会として子どもに経験を与え、

その経験を整理し目標を達成するような指導を強調したい。

与えられた環境のなかで生活し学習することの効果とは別に、自ら環境を開拓し、改善するような能力は創造性に関連する生活能力・学習能力であり、それは子どもが自ら遊びを発展させようと工夫のなかで大きく育つ。これらの能力は、先きに述べた問題の自主的解決の道筋の指導と同一の法則に立つものである。その意味においても遊びは教育手段として重要なものであろう。

(絵画製作2の(2)、(3)も同義)

次に「道徳性の芽ばえをつかう」ことにつき考えてみよう。

道徳性とは、個人的なものではなく、対人関係のなかでの行動の規律ではなかろうか。行動の規律が守られるためには、その行動に含まれている行動の諸様式をやりとげるだけの運動能力を必要とする。つまり、道徳性は行動の確立を前提としている。それらが確立されるのは幼児期である。その意味において幼児期の道徳性の教育は運動能力の教育と無関係ではない。また規律が対人関係において守られるためには、「ただしてはいけない」などささいな行動様式を形式的に教えるだけでは充分その目的を果すことはできない。先きにもふれたように行動様式は内面性との関連をもつて教育されるとき、その行動は自律し道徳性の「芽」は生え伸びるのでなかろうか。

道徳性の芽となる精神的要素は何か、その要素はどのような手段によって育成されるのかを明確にしておかなければ行動様式は持続・発展しない。そのためには（紙面の都合で、少し飛躍するが）事象の価値判断の能力を高める教育をしなければならない。

その過程で「思考力は育つ」のである。しかも、その価値判断の基準は、本当に価値のあるもの（客観的に、また社会的に正しいとされるもの）を価値あると判断しなければならない。そのためには、事象をよくみ、やってみ、生活経験を科学的に指導することが必要であろう。いいかえると、自然発生的生活経験だけでなく、ある事象について、それに関係する諸条件をそろえ、ある場合にはこうなった、この場合はどうなるだろうと合理的に実証的に体験をし、そこから結論を出すような心の働きと行動の習慣をつけることである。このような心の働き方のなかで自己の行動が相手にまた社会にどう影響するか、どういう変化をもたらすかを見きわめる。この判断と行動の関係のなかで道徳性は育つ。またこの精神的習慣こそ科学的思考力であり、そこに知識が習得される。したがって、道徳性の教育は科学教育（自然・社会）、健康教育（特に安全教育）とも無関係ではない。

さらに、価値判断のみで終らず、その判断に従つて行動を起こし実践する能力を必要とする。判断を実践にうつすことによつて、その判断は人間的意味をもつ。そのためには、自己の意思

（感情など主觀性も含む）に反することもやりとげなければならない。そこに勇気・意志・責任感が育つ。これらが道徳性の芽であろう。

また、その判断による行動が自己の所属する社会から正しく評価されなければ、それらの能力は充分に育たない。自己の所属する社会とは小さくは友人関係、クラス集団、また家庭、子どもの関係する社会を意味する。したがつて、個々の子どもの指導とともに、クラス全体の価値判断を正しくする教育が並行し、同時に家庭、社会の協力が必要となる。

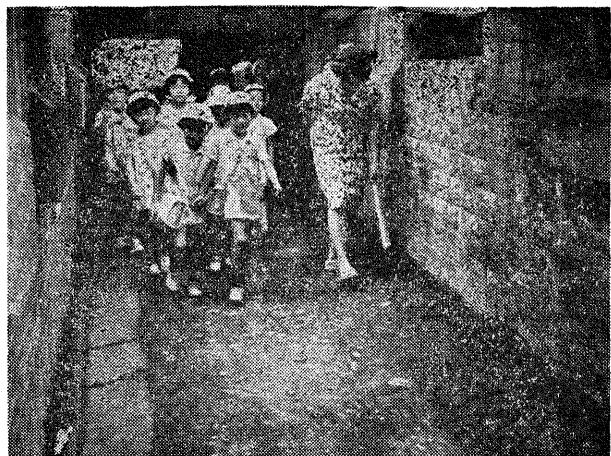
最後に「個人的特徴を：適切に指導する」（P・16）について考えてみよう。このことは幼児教育の重要な課題である。しかし、個人的特徴をよく考慮しつつ、しかも、積極的な意味における個人差をなくすような手段がとられなければ、教育効果を充分にあげたとはいえないと思う。その手段について詳しく述べる余白がないが、その手段によつて、「友だちとなかよく」という関係がなり深まると考えられる。

（愛知県立女子短期大学）

*

*

清 水 工 三 子



自転車にのつた人も

あかちゃんおぶつたおばさんも

内職のでつかい荷物かついだひとも

お使いのひとたちなんかも

みんなここせむしガードで

首をひっこめてとおつていくんだよ

よいしょ よいしょ って

ぼくら子どもはへいやらだよ

スキップしたって通れるんだよ

たまに線路のうえ汽笛車がボーだって

お風呂にいくとき

いつでも通るけど

せむしガードって おもしろいよ

おとうちゃんが とおるとき

目だまをうえにしてとおつて

おかあちゃんや おねえちゃんは

土のほうだけみてとおるし

ぼくはちがうよ ふつうに通るんだもの

こどもようのガードだね せむしガード

創造性のある

教師になるために

片岡靈恵

幼児の中に創造性の芽ばえを発見し、それを育てて行くためには、教師自身の創造性が大切である……と、62巻11月号に書かせていただいた。私たち日本人が、創造性の教育について外國人から学ぶことが多いといふことも事実のようである。

しかし、私たちは、今、日本の土の上で、日本の子どもたちを育てる責任を負っているのである。他から学ぶと同時に、自分のすでに持つものを見直すことも必要である。現在のありのままの状態から、新しいものを見出すことも多いし、また、古いものが、急に新鮮な意味をもつてよみがえって来ることもある。このように気に鋭い感受性と、積極的にそれを

求めようとすると態度が、すでに、創造性の誕生を語っていると思う。

ここで、創造性のある保育者になりたいと願う私たちの生活の場を二つに大別してみたい。一は、保育の現場であり、一人は、一人の人間としての成長の場である。

一、保育という仕事の中で

日々の保育のいとなみの中で、教師の創造性がものを言う場面はいくらでもある。殊に、幼児の自由な活動や遊びの中で、

私たちには、一日に何度、驚異の眼をみはるか知れない。多くの場合、そこには、子どもたちの創造性を発見するのであるが、その発見が、私たちの保育活動を創造的に深めてくれる機会となることが多い。二、三の例について考えてみよう。

○ 運動会

この秋も、運動会が盛んに行なわれた。学校や幼稚園、保育所はもちろん、この頃は、町会や会社まで運動会をする。その内容、方法にはいろいろあるが、秋晴れの一日、子どもおとなも、戸外の広々したところで、思いきり運動して楽しむということには変りない。このすばらしいアイディアは、誰が最初に考え出したのであろうか。そして、このような行事に、教育的意義を見出していく、学校教育のカリキュラムに採り入れたのは誰だろうか。私は、外国にこのような行事があることを知らないので、一度、中国人の小学校教師に聞いてみたが、「自分が子どもの頃、やった覚えがあるが……」といふほんやりした答えだった。いずれにしても、日本のような形式で、こんなに賑やかに行なわれている国はないようである。こうしてみると、運動会は、私たち日本人の創造性のうみ出した、すばらしい教育的プログラムかもしれない。

しかし、元来、こんなに創造的な運動会がともすれば、既製品的な内容の、お祭りさわぎに終ってはしないだろうか？

反省すべき点が多い。運動会といえば必ずしも、万国旗をかざり、ラインをひいて、お客様を招待したり、賞をあげたりしなければ……という既成概念にとらわれてはいないだろうか？ プログラムにしても、徒競争に縛り、まり入れ、リレーなどは不可欠であると思いこんでいるのだろうか？ そして、子どもの興味、能力の状態にふさわしい種目よりも、おとなを喜ばせることに重点をおきがちではないだろうか？ 見て美しいマスゲームやダンスは、往々にして、している子どもたちには、迷惑以外の何物でもないことが多いのである。

○ 紙芝居

テレビの普及は、紙芝居を街頭から追放してしまったといふ。実際に、紙芝居は、幼稚園や、保育園でだけしか見られないようになりつつある。けれども、そのような現在、こどもたちは依然として紙芝居が好きである。他所で見られなくなつて稀少価値が出てきたからとばかり考えられない。先生たちも、相变らず、その安直さを利用し、業者はまたその需要に応じて発行出版をつづける。

しかし、この紙芝居もまた、外国では見られないユニークな教材である。こんなに長いこと子どもたちに愛されるには、それだけの優秀さと魅力があるのではないか。第一に、絵本を見て読んでやるのは違った演劇的な興味が湧く。簡単なトリックで動く部分をつくったり、一枚々々の抜き方に変化をつけることもできる。演者に、自由に表現演出をする機会が豊富であるなど。

保育者の手でよりよい紙芝居をつくるのは望ましいが、技術的にむづかしい。せめてその用い方に、もっと创意工夫がこころみられるべきである。そうすれば、この素朴な教材は、いつまでも、子どもたちの眼を輝やかせ、その心を豊かにするであろう。

○ 打 楽 器

音とリズムの世界も無限の興味にみちている。リズムバンドは、タンブリンとトライアングルがなければできないだろうか？ また、それだけがあれば、リズムバンドができるのだろうか？ そうではない。

リズムの楽しさを味わうには、打楽器一つあれば上等、なれば、手を叩き、床をふみならせばよいのであって、必らずピ

アノに合わせなければリズム感が養なわれないということはないのである。いくつかの打楽器だけで創り出すモダンジャズのダイナミックなリズム。心をうきうきさせる祭りの太鼓のひびき。単調のようで、私たちの心をゆさぶる原始民族の踊りなどは、私たちに何を語っているだろうか。

「音楽がかえって、身体のリズミカルな動きを制限することがある。」という説を読んだ時私は、どうしても納得できなかつたが、先頃、保育実習の場でこのことを裏書きするような場面にぶつかった。ある幼稚園で実習学生がリズム指導をしていた時のことである。彼女が、四才児二十五、六名に「みんな小鳥になつてとびましょ」と言った時、一人ひとりが実際にうれしそうにとびまわったのだが、次に「今度は、ピアノに合わせてとんでもごらん」と言う一声で、子どもたちの楽しそうな表情が消えてしまった。そればかりか、ピアノのテンポがおそすぎた為か、すっかり興味が失われてしまったのである。このような現実からも、私たちは、動きのリズムと音楽との関係について、従来のやり方にとらわれないで探求してみることが必要ではないだろうか。

○ 映画 「絵をかくこどもたち」

「教室のこどもたち」に次いで、羽仁進氏がこの映画をつくりれたのは、十年位前のことではなかつたかと思う。その映画を、昨年、コロンビア大学教育学部で、五回も見ようとは想像もしなかつた。絵画製作のクラスで、幼児教育プログラムのコースで、心理学教室で、幼児音楽の演習で、そして最後には幼稚園、小学一年生教師の協議会で、この映画が用いられた。もちろん、いずれも、討議の資料としてである。批評や評価は、

その時々の顔ぶれで、変化に富んでいたが、中でも印象深かつた共通の批評は次のようである。すなわち、

「教育における創造性は、環境や設備、生徒の素質などのよいわるいに関係ない。教師自身の創造性が、創造的な指導をうみ出し、創造的なこどもをつくるのだ。」

周知のように、この映画が製作されたのは終戦後間もない頃で、貧しい東京の下町の公立小学校が舞台である。家庭生活も苦しいし教育のための設備も教材もとのわないので、団体生活をはじめたばかりの一年生五十人ほどの組を担任する若い男の先生は、毎日のコタコタした生活の中で、いろいろのこどもたちにおつかる。こどもたちはまた、一人ひとりが、先生を、友たちを、そして学級集団とというものを探り求めてゆく過程にある。一度もクレヨンをもつたことのない子が、すばらしい絵

をかくようになり、そして明るい表情、活潑な行動をするようになる。家庭に問題のある子が、その絵で、それを訴え、交友関係がうまくいかない子が、粘土で、欲求不満をみたそそうとしている。

このような映画をみて、人々は皆、日本の教育は、何と創造的なあり方をしているのだろうと目をみはつてくれたものである。そして、私たち日本人は、何か、くすぐったい思いをしたことを見ている。

たしかに、私たち日本人は芸術の領域ですぐれた創造性をもち、そして、それを育てるすべを知っているようだ。乏しい素材の中に、かえって純粹の美を発見する特別な能力をもつている。

しかし、ここで、私たちは手ばなしで喜ぶわけにはいかないのではないか。何故ならば、少なくとも現在の幼児教育の領域では、教師の創造性が盛んに生きて働いているとは思えないからである。「むすんで聞いて」をくりかえして、子どもを静かにさせて、あり合わせの紙芝居を見せ、おきまりの色紙細工をさせて、「さよなら」の歌をうたうというような毎日から

は、創造のよろこびはなかなか生まれないと思う。

二、一人の人間として

私たちは、保育者または教師であると同時に一人の人間である。前述のように、教師としての創造性は、教育という仕事の中で探索され、把握され成長してゆく。このことは、一人の人間が、創造的な人格として成長することと、どのようにかかわってくるだろうか。

教育という仕事の中に創造性を探求する態度は、自分自身と、その周囲の世界との関連の中でも、同様な生活の姿勢をつくると思う。創造性のある教師は、創造的な生活と生涯を生きる人間である。毎日の、具体的な生きた生活に、力いっぱいぶつかりながら、その中で、いつも詩を発見し、よろこびを歌う人間になりたいと思う。

望ましい教師のバーソナリティーとか、理想的教師像とかが盛んに論議されているが、このことは、理論としては理解されても、何かいとも、第二義的なものとして考えられているように思われてならない。これから保育者には、もっと、この点

が強調されてよいこと私は考える。

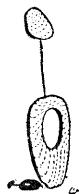
昨年から保育の現場をはなれて、保育者養成という新しい任務を与えられている私は、若い人たちが創造性のある保育者になるために、大きな責任を痛感する。このような保育者を育てるには、必然的に、先輩の保育者と養成機関の教師の創造性が大いに問われなければならないからである。

先ず、先輩である私たちが、現在ありのままの人間としての自分を見つめ、教師としてのあり方を反省し、創造的な教育をすることができるよう努めなければならない。このような先輩の人となりと生活態度を、終始学生は観察している。そして保育者の生活がいきいきした魅力にとんだものとして、若い人たちの眼に映る時に、創造性のある未来の保育者が誕生することであろう。

創造性のある教師になるための鍵は、この辺にあるのではないだろうか。

(平安女学院短期大学)

岡 弘 美



歌と児童

一方、音楽教育における評価として、(a)歌唱表現、(b)器楽演奏、(c)創作力、(d)読譜力、(e)リズム反応の五つを挙げ、こうも言っている。

子どもは、話す以前に歌い出す。

私は三才児を六ヶ月間観察し、その独創による歌の録

音記録を取ることによって、幼児のもつ音楽と、その指導

方法について考えてみた。

兼常清佐氏は「音楽の芽ばえ」の中で、音楽教育として、

(一)作曲、(二)自由な歌い方の工夫、(三)自由な演奏、としている。

。ほとんどの子ども(米国)たちは、自分の歌を人前で歌いたがる

私は、幼児においては特に、この最後の部分をもともと重視すべきだと思うのである。

米国の幼稚園における幼児教育の指導書をみると、非常に具体的に、幼児の独創歌の指導が書かれている。

その一例を次に挙げると、

。ほとんどの子ども(米国)たちは、自分の歌を人前で歌いたがる

譜(一)

Danc-ing on my toes up up high
higher higher high - er up I go.

譜(二)

The lit - tle gray pon - ies are gal - - lop - ing.
The pon - ies are gal - lop - ing home

整然とした一部形式をなしている。

子どもたちは、遠足とか、動物園とか、何かすばらしこころから帰つくると、よく、独創に依るリズムとメロディの歌をうたうものである。新鮮な経験が子どもに独創的な歌をうたわせるのかもしれない。

一人の子どもの作った歌をすぐ、黒板に記しその子ども歌に皆の注意を引き、まず、その子どもに皆の為にうたつてもらい次に皆でうたう。

子どもが作ったリズムに旋律をつけさせる。リズムは拍手でも、太鼓でもよい。メロディは、歌声、旋律ができるなら歌詞を次々に作つてゆく。そのようにして出来た歌が、譜(2)である。

日本においては、次のようなことがしばしば見られる。幼稚園なり、保育園に入る前は、よく自分で作った歌をうたつていた子どもが、入園すると、すぐ、そういう歌が消えてしまい習ったものばかり歌う。中には、習った歌さえも家では歌わない。いわゆる、歌を忘れた子どもがいるということである。

幼児の創造する歌が果たして助長されるべきものか、または、幼稚なものとして、そこから早く脱却すべきものであるかは、誰も何とも言つていない。しかし、あの三才児の観察が示した、当然にあげた。譜(1)

五才児のMは、そのクラスの子どもたちに、右の歌をうたつて

ものである。

あふれ出てくる豊富な独創性、歌が行動の大部分に伴っているあの生活を考える時、幼児の独創歌を助長しないまでも、もう少しそれを問題にすべきではないかと思われるるのである。

ここで、入園と同時に、独創歌がなくなる、すなわち、歌のほとんどが止まるという事実の動機・原因を考えてみると二つの事が考えられる。

1. 自我意識の発達の結果

2. ぬり絵式音楽教育の結果

関計夫氏が「児童文化と生活指導の心理」の中で、「概念くだき教育」の必要を述べている。それは主に絵画に関するものである。

すなわち、幼児期には、自己中心主義であるがために自分の創作活動の結果に対し無批判、無反省でいられる。ところが児童期にはもはや幼児期の感性には自我の発達の為に信頼できなくなり、概念的なものを求める。子どもは何か巧いつづり方を書いたり、きれいな歌をうたったり、良い絵をと思う。そのような固定概念をこわして、へたでも思いのままのものを届たくなく書かせるためには、概念的なつづり方と、具体的なつづり方を示して比較させ、良いつづり方は、きれいにまとまつたものでなく、ありのままに生活をつづつたものであることを知らせるなどなど。

このような考え方を、そのまま幼稚園児の音楽教育にももって来ることができるのではないだろうか。幼児の音楽における概念くだきである

きである。

もちろん、独創的または創造的なものは、やはり、経験が先行して始めて生じてくる。無からは何も生じない。二つの異なったものが結合してどちらにも備わっていなかつたような性質のものが生まれてくる、これが創造だろう。

経験の模倣や繰り返しのみでは、創造ではない。しかも創造のもとには、経験が必要なのだ。故に創造性の助長には豊かな音楽的体験が重要なことは言うまでもない。

次に参考までに、二才八ヵ月の時と三才二ヵ月目の歌の分析の要約をする。

△二才八ヵ月△

○歌われた音域　完全五度



○音の移動　二度音程……長二度、短二度。

三度音程……長三度、短三度が多い。

○全体的な調子は、短調を感じさせ、同じ高さの音をつづけて歌い時々その前後で二度から三度の高低を上下して、突然五度上つたり下つたりする。歌詞は全く意味のない音声の連続で、時々、一つの単語らしき形をなしたものがあらわれる。例えば、ひる寝の

時、外で雨の音がはげしくなり出すと、

アメニ～ヌレテ～イタ～ノネ～イタ～～ と歌う。

全体をとうして、本人にとつては、意味をもつてゐるとも思われる箇所もある。使われた音はタ音が最も多く次にア音が多い。独創的な歌は、朝、目のさめた時、便器にかけている時、遊びながら（一人遊び）、特に昼寝前、床に一人で入っている時にもつともよく現われる。絵本をみながらも歌う。

△三才二ヵ月目▽

。音域

九度



。移動

六度ないし五度



。六カ月前のように、二～三度音程を上下にくり返す移動の仕方は

既製のメロディと歌詞とのアレンジ形式で長い歌が作られ

ているこのメロディとリズムが、いろいろに少しづつ変化して、

変奏曲のようになつてつく。

歌詞は、やはりTVの歌のおばさん「遠い山からとんで来た」が主になり、それに勝手に、いろいろと文句をつけ足している。六ヶ月と同じく目に映つたものを歌に取り入れて行く。

例



(イ)は、絵本のトンボを

見て歌つたもの。また、

さしみが食卓に並んだの

をみて(ロ)のように歌う。

意味のある語句が多く

なつてゐる。しかし、まだ、全体として一つの筋を通してはいいな。六ヶ月前のもののような短調の感じはなくなり、全体的に、まとまりをもち快活なものになつてゐる。

シンコペーションを多くもちいる。リズムにも変化ができ、音の動きも大きく変化に富んで来た。音は多種になり中でも、マ、ニ、ネが多く使われていて、



(イ)

(ロ)



オ サ シ ミ ナ ノ ヨ

幼児の非行

宮本 實

非行(Delinquency)の概念はまちまちで、これを「刑罰法にふれる行為」とみるならば、幼児にはこのような意味での非行児はない。しかし「社会的に危険のある行動や状態」または「放置しておくならば自身を害するような性行」という広い意味で解するならば、幼児にもこの概念にあてはまる幼児が少ないとない。

さて、赤ん坊の非行ということばが何か奇妙な感じがしないでもないと同様に「幼児の非行」ということばを使うことも妥当ではないのではないか、むしろ「反社会的問題行動のある幼児」とでもした方がよいようにも思われる。その理由は、自我

応である。また、幼児期が基礎的人格形成期であって、幼児期に非行があらわれているかいかということよりも、児童期、青年期に非行に陥りやすい基礎的人格の形成や非行的素質がより重大な意味をもっているからである。このような理由で幼児の非行は青少年の非行に比べて①道徳的判断の未熟性、②幼児の非行の類型、③家庭の養育態度との関連性、の三つを中心とし最後に、幼児の非行の事例による考察を加えて考えてみることにする。

一、最近の非行少年の幼少化

最近の青少年の非行は目に余るものがある。それだけに総選挙のスローガンにも、この問題を大部分の候補者がとりあげてはなくして、むしろ自身の判断以外の要因による環境への不適

いることでも明らかである。たしかに、非行の件数も、その犯罪内容も憂うべきものがある。成人の犯罪が漸減の方向にあるとき、ひとり十三、四歳児の非行はこの四、五年間に倍増し、その内容も恐喝、暴行などの粗暴犯のみは十倍にもなっている。これは刑事司法統計によるだけであるから、実際の発生件数はこの何倍にもなるのではないか。一般に幼少年令の

非行は、子どもの将来をも考え、これを学校や家庭で適当に処理してしまることが多いのである。

この十三、四歳までの非行児のうち、小学生が一%であるから、幼児から続いている非行児も決して少なくないと思われる。アメリカの統計によると、非行少年の四〇%は八歳未満に問題を起こしているということである。我が国でも、少年院や教護院に収容されている少年の非行が初めて見られた初発年令は、九歳から十二、三歳がヤマで、幼児期（六歳以前）から初発が報告されているものが全体の八%を示していることは、驚くべきことである。少年院、教護院の関係職員の報告では、この幼年期から初発が見られたものは、一番矯正が困難であり、中には明らかに素質負因をもっているもの（テンカン性気質、高いコレステロール症、脳水腫）も少なくないということである。非行の根本原因は、素質や性格に負因する適応異常である。望ましくない素質を治療するにしても、また性格の変容を

行なうにしても、幼少期が最も重大な時期である。木は若い間に矯めなければならない。幼児期でも遅すぎるのかもしれない。早いうちに素質を改善し、性格を矯正しなければならない。

二、道徳的判断の未熟性の幼児の非行

子どものころ盜みをしたことがあつたか、どうかを私自身思ひ出してみた。五、六歳の頃、茶タンスから柿を盗んでたべたり、妹のしまってあつたお菓子を失敬したことを思い出す。大学生にこのような質問を行なったところ、大体私と同じような回顧をもつていたよう報告がある。そして、私自身柿を盗んではいけないということも知っていたようと思う。あるものが欲しくなると、「欲しくてたまらなくなり」とつい禁を侵すような体験は誰しももつているようである。まして、子どもの家庭が貧しく、あたりまえの品物やたべものが買ってもらえないとき、親はがまんできても子どもには耐えられないのが当然かもしれない。それに自分のものと他人のものとの区別はおとなほど判然としていないことも作用して、いわゆるたわいのない非行が多い。これを幼児の非行と名づけて取りあげることは意味がないとも考えられる。軽く見逃すことがよいのではないかという意見も当然である。ブリッジ（Bridge K.M.B.）によると二

歳頃は社会的に無関心であり、自分のものと、他人のものが区別がつかず、自分に欲しいものは全部我が物。五歳から六歳にかけては集団的な遊びを好み、社会的な規則に関心を向け、自分の生活が時には満たされなくても共同の利益のために行動しなければならないことを自覚し、遊びの中で自分の順番を待ち、

また約束ができて遊んでいる時一方がその約束を破るとき、憤然として罵倒することができるようになるのである。幼稚園の子どもは、テレビで一番喜ぶのは、悪漢が正しい人になぐられ

る場面である。子どもは父母や教師に接して自然に警官や善人に同一化しており、悪人が制裁をうけることに快感を覚えるためだと思う。幼児には自主な道徳的判断は未熟である。あつた

としても、それは他律的な道徳である。自我を中心とした自律的道徳意識の確立のための準備段階として消極的意識を幼児期に認めようとは全面的に賛成できない。本来人間は正しい道徳的判断があつても、正しい行為が実行されるとは限らない。日本人の公徳心の欠如がよく指摘される。それは日本人の道徳的判断が混乱しているわけではない。むしろ知つていても行なうことができない点に問題がある。幼児期の道徳的意識の成熟に立つて基本となることは、正義を愛し、不正を憎む道徳的感情と、無意識のうちに反射化した正しさへの反応を訓練することであろう。すなわち、幼少期のうちから、自分たちで

規則を作り、これを守ろうとしている正義感の芽ばえを大切に育ててやることなのである。

三、幼児の非行の類型

幼児にみられる非行にはどんなものがあるだろうか。前にも述べたように非行というよりも問題行動の中で非社会的および反社会的なものといった方が妥当のように思われるのだが、大別すると、

(1) 消極的問題行動（引っ込みじあん、神経症など）

(2) 攻撃的問題行動（乱暴、粗暴癖など）

(3) 反社会的問題行動（盗み、浮浪癖など）

にわけられるようと思われる。このうち、(2)と(3)は少年非行の類型に入るよう思うが基礎的な人格形成期の幼児を非行の対象とする場合は(1)も含まれなければならないと思う。しかし、ここでは、一応はぶいておこう。

(2) 攻撃的問題行動であるが、乱暴で攻撃的な子どもは多い。

そして今日の保育で教師が一番こまつているのはこの種の子どもではないかと思う。「この〇ちゃんさえいないのなら、あと園児が十名増しても文句はいわない」というような先生方の訴えをよく聞く。玩具などは床になげつけ、頭を床にぶちつけ、友だちを噛じつたり、時には憤怒のあまりけいれん発作を起こ

すようなこともある。また友だともよく遊べないうえ、よく遊ぶ子どもをねたみ乱暴を働く。このような子どもが共通を持っている人格特性は、

(1) 適切な罪悪觀がなく無反省的で乱暴する

(2) 他人とは非協調的で社会性が未熟

(3) 同情心や他人との共感性に乏しい

(4) ひねくれ、意地悪などの性格の歪みがある

このような子どもは、一般に拒否的な養育態度の両親か、崩壊家庭に多いようである。拒否的態度にもいろいろあるが、特に攻撃的非行を誘発し易いものは、気分本位の一貫しない態度に結びついた体罰的なやり方である。逆にいうならば、幼児の攻撃的問題行動に最も抑制的に働くものは、一貫性と結びついた愛情的な養育態度であろう。たとえ体罰があつても、愛情があり一貫的なしつけであるならば攻撃性は少ない・また、一貫した体罰的しつけをしている両親には愛情が欠けている場合はまれなのである。愛情と一貫性こそ幼児のしつけ態度の幹をなすもので、きびしいか、きびしくないかという要因は枝葉的なものにすぎないといわれている。

(3) 反社会的問題行動は益み、うそ、浮浪癖などの一般の少年非行にみられる問題行動である。これは子どもに対する無関心、放任の態度の両親の子どもに多い。家庭の貧困、共稼ぎ、

監督の不足、父母のしつけのゆるやかなもの、都市の不良環境などが関連している。特に注目したいのは、前者の攻撃性と家庭の無関心との間には関係が低く、反社会的問題行動と拒否的態度との関係も少ないとすることである。また両親の監督の欠如は、不良環境からの文化的感應をうけやすいことも報告されている。子どもが情緒的に正常に発達している場合は、それほど大きな影響をうけない場合がある。筆者が札幌市内のドヤ街の子どもの調査を行なったところ、母子関係が正常な家庭の子どもの大半は全く正常な行動傾向をもっていた。幼児でも親の監督が少なく、愛情のきずなが弱められた状態では、マスクミや地域の不良環境からの文化的感染をうけやすいのである。

幼児期にあたえる不良文化を除去することに心掛けなければならぬが、一般に不良文化は非行の誘因にすぎない。主要な原因は家族関係の失調を考えなければならないのである。

四、家族関係の失調と幼児の非行

幼児の性はいまだ未分化であるといわれている。自我は成熟していない。おとなとの経験するような、自我の抑圧もなければ、自責もない。問題は親子の間に介在する不安定な人間関係が欲求不満や葛藤に追いこみ、情緒の不安定を起させていることにある。幼児は生活のすべてを母親に依存し、その保護を

うけているだけに、母親の子どもに対する受け入れ方が悪かたり、激情的になって矛盾した態度で子どもに接するとき、幼児はおとな想像もつかないくらい大きな不安におちいってしまふ。つまり独立した自我をもたないだけに一度、満たされたことの少ない環境条件にさらされると、かえつて欲求不満における少いり、不適応な行為を行なう。このことは家庭環境の調整や遊戯療法などにより、環境的負因を除去すると、おとなとは比較にならない位早く治癒することでも理解される。幼児の安定した道徳的行動が確立されるためには、養育者と幼児との間の健全な依存的人間関係が確立されていかなければならない。

親子関係と幼児の社会的行動との関係を総合してみると、先ず問題になるのは、親子関係と基礎的人格形成の関係である。人間が動物的な快楽の原理から脱して、自分中心の欲求を抑制し、またその欲求の充足を引きのばすことのできる自制のあらる、社会化された行動ができるようになるためには、生後数年間は、母親または、これに代る人との情緒的なつながりが必要である。このような基礎的な人間関係の形成がなければ、他人に対する思いやりや、道徳性のとり入れが行なわれない。普通望ましい母子関係は、母親が幼児の行動に対して望ましいものには、愛情のこもった承認をあたえ、望ましくないものには不承認をあたえる。この好意と拒否の態度をとる規準的枠組と、

その子どもの生活が行なわれる社会の生活一般に通用している社会的行動の枠組とのあいだにゆがみがないことである。この社会的行動の規準を形成させるためには、親への同一視の機制が必要となってくるのである。つまり、可愛がってくれる人から、社会的行動の規準をとり入れているということである。筆者はかつて、北海道の僻村の小規模小学校で、その校下に数十人の児童を収容している養護施設があり、全校生徒の半数は施設児、半数は農家の児童である学校について、人格形成の差を調査した。その結果施設児には、「規則を守らない」「うそが多い」「盗みがある」「衝動的で暴発しやすい」「適切な罪悪観をもたない」「感情が鈍麻している」などの人格特性が著しいことを思い出した。これは家庭の幼児と施設の幼児を比較しても同じ傾向が見られた。

これは、特定の親との間に、愛情関係が薄いこと、それ自体がバーソナリティの発達には致命的な障害をあたえることを物語っている。母親の愛情の不足と、人格形成の障害との関係を実証した諸外国の研究は非常に多いが、いずれも、小児神経症に似た徵候があり、幼児が快感の原理にのみ支配され、自我の統制に弱く、衝動的な人格を形成し、これが非行に直接結びつくことを指摘している。筆者はかつて、施設に収容された一卵生双生児の一方を家庭に引き取って養育を試みた体験があるが、

対偶者間に生じた顕著な違いは、散漫な、衝動的な行動が、秩序のある自制的行動にと変化したことであつたことを覚えてい る。

五、或る非行のある五歳の児の事例

○○一郎、五歳、男

札幌市内のある保育園。店でガム、チョコレートの類を数回盗む。保育園でも友だちの持物を盗み、表情は暗く、あまり活発に遊ばない。素直な面もあるがおちつきがなく、店の物を盗んで見つかり、ひどくしかられたが全く、癒らないという主訴である。

筆者がその保育園を尋ね一郎君に面接した。

一しょに三十分間遊んで親しくなつてから、つぎのような会話を行なつた。

「一郎君はお店にいって何が一番ほしいの」

何のわるびもなく、澄んだ目つきで「僕ね、ガムとカンズメ」「そんな時お金で買うんでしょ、ほしいときはどうするの」と聞いてみると、「お金がないときね、ぬすむの」とはつきり答える。「盗んだことあるのかい」と聞いてみたら非常にきまり悪そうに「あるよ」と答えてくれた。「盗むことは、よいこと、わるいこと」と聞いてみたら私の耳もとに口をあて、小さ

な声で「あのね悪いこと」と答えて、きまりわるそうにしている。「もうこれから盗まないね」というと、「もうしないよ」という。また一しょに遊んでいると、ちょうど午後三時のオヤツの時間になった。子どもたち二十五名位が保育室に入り、お行儀よく席について、保母さんから一人三つずつ、アメをわけてもらつた。全部わけ終つてから、オヤツの時の歌をうたつて、元気な「いただきます」の声とともにうれしそうにアメダマをほおばりだした。それから二分位もたつただらうか、一郎君の隣にいた一人の男の子が、急に泣きだした。きいてみると、一郎ちゃんがアメダマを二つとつたのである。一郎君にとつたのかときいてみると、「どちらない」という。ポケットをしらべてみると、四つ入っている。口の中に一つ入つてゐるから、明らかに二つは盗んだものだ。「返しなさい」といつて私が二つとつて返してやつた。すると、一郎君は大声で泣きだした。それも非常に悲しそうに泣くので、本当にとらなかつたのに私がとりあげたために憤慨しているのではないかと思われる位で、一郎君が盗つたのではないかもしないと自分を疑つてもみたくらいである。オヤツが終つてから、別室でアメダマを別にやつて、平静になつてから聞いてみたら、「僕が盗つた」と自白した。その自白の仕方が実にあっさりしている。実に人なつっこい。この「盗み」さえなければ人のよい、可愛い子ど

もある。保育園で家庭状況などを詳しく聞いて、五時半に園

を出で、暗い小路を歩いていると、急に一郎君がくらやみからとび出して来て、「おじちゃん、僕の家にいかないかい、一しょに遊ぼうよ」という。玄関までいって見たが、入らないで、

子どもと五分ほど話ををしてわかれだ。子どもは「僕の家には今誰もいないんだ、六時になつたらおばあちゃんが帰つてくるんだ、それまで遊んではしいな」といながら、暗の中に元気に走り去つていった。十月の末の札幌の夜は冷い。もう、どこの家もストーブの煙が上つてゐる。家にはストーブの煙もあがつていなかつてある。この一郎君の家庭環境についての調査はつきのようである。

母親は行方不明、父親は出稼ぎに行つたきり帰つて来ない。

現在祖父母に引きとられているが、祖父は夜警番で祖母は掃除婦、祖父は帰りが遅く、一郎君はほとんど両親の愛情のある人間関係を知らないらしい。「お父さんも、お母さんも大きらい」「おばあちゃんは少し好き」といついていた。小使い銭はときどきもららうらしいが、すぐ使つてしまふ。店で物を盗つても祖母はあまりきつくしからぬようであるが、可愛がつてはいるらしい。住いは、札幌の最も低階層の住む下町にあって、間借りである。

この一郎君の非行を検討してみると、

1. 家庭に実父母がいない欠損家庭である。

2. 性格は非協調的で、うそ盗みがあり、無口で無表情、注意が散漫、ひねくれてゐる。

3. 環境は下町で、低俗。

4. 盗んでも一郎君にはつきりした賞罰をあたえる人がいない。

さて、この一郎君は何故盗むのだろうか。おそらく一郎君に聞いても、「ほしいから」というだろう。「盗むことはよいことですか」と聞くと「悪いこと」と答えてゐる。悪いとわかっていて盗むのなら、おとなや青年が盗むのと大して變りはないと思われる。してみると、それは一郎君が罰せられていないからだろうか。たしかに賞罰によるしつけも一貫していないし、回数も少ない。しかし一番問題になるのは、愛情に満ちた人間関係のきずながないのである。それから衝動的な性格が形成され、過去においての失敗体験をもつて現在の衝動を押さえることができないように思われる。幼児を非行から救うものは、豊かな愛情のある家庭で一貫したしつけが行なわなければならない。幼稚園や保育所で矯正することは非常に困難ではないだろうか。

沖縄の幼児教育

角尾稔

本土のどの府県よりも普及している沖縄では一〇〇%近い子どもが保育を受けているのであるから、幼児教育の普及の点からいえば、本土のどの都道府県にも負けない普及率である。しかし、その施設・設備・保育内容の点からいえば、いくつかの幼稚園を除いては、まだまだの感を禁じ得ない。

なにしろ、沖縄では、昭和二十三年の布令によって幼稚園は義務教育とされたのである。昭和二十八年教育委員会ができて、幼稚園が市町村の教育税（以後今日まで一般の税とは別に教育のための税制をしていて）によってまかなわれるようになるまで、義務教育であつて、教職員は政府から給料を貰っていたのである。さて政府から教育委員会に移されて、一つには地方教育委員会の財政の貧困さから、そしてもう一つには、本土の教育に追いつこうとして小・中学校教育中心の考え方から、教育委員会が教育委員会立として幼稚園の面倒を見切れなくなつて、投げ出してしまつたのである。

昭和三十三年には、本土に一年おくれて、幼稚園の設置基準も施行された。そして、幼稚園を名乗り得るためには、設置者は公立一つまり教育委員会立——または、法人立でなければならなくなつた。すでに一部の富裕な教育委員会の下にある幼稚園を除いてほとんどすべての幼稚園が村長や区長から施設や給与の一部を提供されていて教育委員会立ではなくなつていたので、幼稚園の枠からはずされてしまったのである。富裕な那霸市内のような特殊なところだりながら張り切らないわけにはいかなかつた。

第1表 沖縄（地区別）の幼稚園・学級・園児数
(昭和38年4月20日現在)

教育連合区	公立			私立			計		
	園数	学級数	園児数	園数	学級数	園児数	園数	学級数	園児数
北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	5	20	729	2	7	188	7	27	917
那覇部	21	103	4,050	5	15	432	26	118	4,482
南部	0	0	0	2	5	138	2	5	138
宮古	0	0	0	1	3	123	1	3	123
八重山	8	16	598	2	4	106	10	20	704
計	34	139	5,377	12	34	987	46	173	6,364

けは、それまで教育委員会が幼稚園の面倒を見てきていたために、今日でも、引きつき小・中学校並みの公立幼稚園であり、幼稚園として認可された幼稚園として、教育が行なわれているのである。第1表を見てわかるように、昭和三十八年四月現在、幼稚園数は四十六である。ここで幼稚園というものは幼稚園として認可された幼稚園である。つまり教育委員会または法

人立で設置基準にて
らして幼稚園と認められた園の数である。ところが、驚くべきことにこのほかに四百余りの認可されない幼稚園がある。

い。未認可だから“いまだ認可せず”的意味だ。つまりやがて認可される幼稚園というのである。未認可といえども就学前教育の重要な仕事をしているのであって、その昔は、政府立の幼稚園であったのである。例えば中部地区は認可幼稚園は七園であるが、未認可幼稚園は九八園、南部地区は認可園二に対し、未認可幼稚園一二二園という状態である。ここにあげた幼稚園のほかに、保育所は一六あり、幼稚園と手をたずさえて、就学前の幼児の保育に当たっている。

沖縄の幼稚園の先生たち

口では幼稚園教育は重要な教育だといわれながら、先生方がその仕事に見合う待遇をされていないのは、本土も沖縄も同じである。

沖縄の幼稚園教諭の平均給与は、第2表に見られるように公立で四四・三〇ドル、私立で三一ドルである。小学校教諭の六割程度しか貰っていない。小学校教諭と同じ教育職として免許を有しながら、給与が低いばかりか、定期昇給、退職金の制度も不備である。そうえ本土のように健康保険共済組合の制度がない。病気をして自費、退職すれば、明日の食事代からなんとかしなければならない。全身を捧げて幼児教育に従事している先生方に、これでは余りにも氣の毒だと思わざにいられない。しかも医者が少なく（都市にのみ偏在し）治療費は高いとの事である。それでも、認可幼稚園はまだいい。未認可幼稚園の先生ともなると、ハドルとか九ドルの給与で働いている方たちはざらである。ハドルといえば二千八百八〇円だ。ろが実に奥ゆかし

よくこんな給与で……と思わずにはいられない。

だがそこが沖縄だ。こんな話を聞いたことがある。村長さんや区長さんに両親が、お宅のお嫁さん（娘さん）に幼稚園の先生をしてもらいたいのだが、とたのまれる（両親も公の仕事のことだし、いやとはいえない。「ハイ」と返事をしてしまうと、祖先崇拜、親思いの沖縄のことだ、どうしても勤めないわけにはいかないとのことである。それだけに、幼稚園の先生は名聲職めいたところもあるのだろう。

保育者養成

沖縄には、幼稚園教諭・保育所保母養成のための授業は大学で開設されていないし、また“養成所”もない。それ故、幼稚園教諭となるためには、高校卒業後、認定講習の積み重ねによって免許状を取得するか、本土に渡って大学や養成所などを卒業して資格を取つてく方法がとられている。今回私が招へいされたのは、免許状の保育内容の単位を与える講習をするためであるが、それは沖縄ではじめて開かれた幼稚園教育の専門の授業であった。これまでには、小学校の各科教育の授業により単位をとつて振り替え、幼稚園の専門の

第2表 幼、小教員の給与
(単位ドル)

幼 稚 園	公	立	\$ 44,30
	私	立	31,00
		平均	42,30
小学校	公	立	76,81

単位とすることが行なわれていたのことである。ここで、私がとまどったことがあったのであるが、夏期講習は現職者に対する上級免許状取得のための不足単位を与える認定——現職教育——をたてまえとするため、受講生は現職者であることが条件であつた。未認可幼稚園は認可以前の幼稚園であつて、そこに勤める者は厳密な意味での幼稚園の現職者ではない。したがつて、教室の余裕のある範囲において、未認可幼稚園の先生方も受講が許可されたのであつた。未認可幼稚園であるため、そこに勤める先生方にとっては、思ひもよらない問題があつた。たとえば、かつて、義務設置させられた時代は、真の意味での幼稚園教諭であつた人も、今日では、未認可、したがつて、同じ場所で同じように勤めていながらも、途中から幼稚園としての経験年数は切れてしまつていて。単位はとつても経験年数が不足して上級免許状に切り替えられないといった状態である。また、本土の大学を卒業していて、中学の免許状をもつていて、幼稚園の経験年数と認定講習の単位によつて、幼稚園の免許状が取得できることになつていても、勤務先が未認可のために単位が生かされず、免許状が出ないという人もいた。それなら、自分の勤務先を幼稚園として認可してもらえば——つまり教育委員会立ててもらつて幼稚園の認可をとれば——いいではないかと思うのであるが、それには、免許状を持つている者がいないから、幼稚園として認可されないという事実もあるのである。

沖縄で幼稚園の先生を本格的に養成する機関を設けるとか、未認可幼稚園に勤務する先生方に資格をとらせるという大きな仕事がある。しかし、文教局の義務教育課の赤嶺貞義事務官は誠実この上ない人格者であり、しかも幼稚園教育に深い理解と心の底から湧き出る情熱の持主である。この最適な者のもとに琉球大学でも、幼稚園の専門の授業をいわゆる拡張講座として開設される——私も学長にお願いにいったのであるが——気運となつてゐるし、来年以後も、さらに幼稚園教育の認定講習も数多く開設されそうな明るい見通しになつてきた。沖縄の幼稚園教育は既に実質的に本土をしのぐ普及率をもつてゐるのである。これから、今後は教員の質的向上と、施設設備の拡充によつて、質的にも決して本土に負けないようなものになる日が近いことであろう。

幼稚園の施設・設備など

公立の認可幼稚園の大半を占める那覇地区の幼稚園は、すべて小学校に併設されており、そのいくつかは、本土の優秀な幼稚園に

比して決してひけをとらないものであった。しかし、開舎だけはフロノク作りでも、便所は別棟の至つてお粗末であるところ、遊具や設備の点ではまだまだのところが多いようである。

「未認可幼稚園の多くは、公民館を使用していく、幼稚園としての運営をしていくには、大きな障害となることが多いようである。にもかかわらず、そこに勤務する先生方は非常に熱心で、全く頭の下がる思いがするほど一生涯命である。保育環境も整つておらず、生活も安定していない中ではあるが、この人たちが、いるからこそ、沖縄の幼児たちが、幼児教育を受けることができ、家では方言しか使っていないような子どもも、小学校に入學して、さしてとまどわずに学校教育を受けることができるようにしてもらえていたのである。沖縄はいま、学力向上を叫んで懸命の努力をしているが、学力向上の基盤を作つていいのは、これらの未認可を含めた幼児教育者所フレーベル館にお願いいたします。

(東京女子大学)

幼児の教育 第六十三巻 第一号

一月号 ◎ 定価六〇円

昭和三十八年十二月二十五日 印刷
昭和三十九年一月一日 発行

東京都文京区大塚町三五
お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼
発行者 津 守 真

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町三ノ一
発売所 株式会社 フレーベル館

振替口座東京一九六四〇番

◎本誌御購読についての御注文は発売所フレーベル館にお願いいたします。

39

実りある園生活をお約束する

フレーベル館の

新学期用品



通園が楽しくなる 出席カード・園のたより

かわいい表紙につつまれた 自由画帳

夢を育てる せいさく帳・こうさく類

やさしく 楽しい 表現あそび・ワーク類

幼稚園・保育園で必要な 事務用品類

保育を豊かにする せいさく材料・色感教材

ご用命は、最寄りの弊社代理店・出張所へどうぞ

キンターブック

2月号予告

ぴーたーとおおかみ

別冊

キンターブック

物語絵本

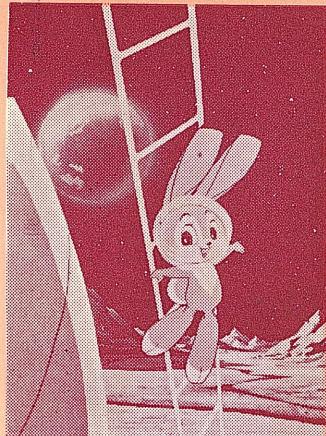
(季刊)

冬の号

らびちゃん つきへいく

構成・文／手塚治虫

製作／虫プロダクション



別丁ペアレンツコーナーつき

B5判 20頁 50円



卒園ま近かい子どもたちへのプレゼント。ソ連の作曲家・プロコフィエフの音楽物語「ぴーたーとおおかみ」を絵本にまとめた特集号です。

文・堀内敬三 絵・林 義雄

A4判 16頁 付録つき

60円

東京都千代田区神田小川町 3-1

フレーベル館

振替口座 東京 19640 番 電話 東京 (291) 7781~5